

政策審資料

No. 35

1961年
1月15日発行
12月号

一目 次一

△焦点△

- | | |
|-------------------------|---|
| 一、所得倍増計画批判……… | 1 |
| 二、物価値上げに対する党の態度……… | 5 |
| 三、運賃値上げに対する党の態度……… | 6 |
| 四、私学の授業料値上げに対する党の態度……… | 5 |
| 五、病院、療養所等の争議に関する党の態度……… | 7 |
| 六、地域活動推進のための当面の活動方針……… | 7 |

△研究△

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 一、技術革新と産業構造……………有沢広己…… | 10 |
| 二、日本経済の動向……………（日本経済研究協会）竹中一雄…… | 12 |
| 三、最近アメリカより帰りて……………（ジェトロ駐米顧問）駒村資正…… | 14 |
| 四、国会における決算審査について………（参議院決算委員会調査室）林道雄…… | 16 |

△資料△

- | | |
|---|----|
| 一、政府補正予算案に対する批判……………付社会党の編成替え動議…… | 22 |
| 二、「国民年金中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案」提案主旨…… | 23 |
| 三、街燈整備促進法案……… | 26 |
| 四、厚生白書についてのわれわれの見解……… | 27 |
| 五、選挙戦に参加して……… | 28 |

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番
振替 東京 195668 番

焦点

一、所得倍増計画批判

前文

このたび政府は、経済審議会の答申にもとづいて所得倍増計画を決定する予定であったが、ついに与党内における強い反対や意見対立のためにこれを決定することができなかつた。

経済審議会の答申した所得倍増計画は、基準年次（昭和三一～三三年平均）に対して年率七・八%の成長率をもつて国民総生産を成長させ、十年後の昭和四十五年度には国民一人当たり所得を二十万八千円に達しさせようとするものである。この計画の欠陥は別項においてのべる通りであるが、それと同時に、この計画は昭和三十六年度以降三年間の成長率九%という、池田首相の政治的思いつきに無原則に妥協し、そのためますます合理性をなくしている。

また池田首相は、十年後には農業就業人口を四割に減少させると宣言したが、これも、この所得倍増計画とまったく無縁な思いつきにすぎない。

しかも現実には、池田内閣の実際の経済諸政策は、この池田首相の気まぐれな思いつきにもとづいて遂行されようとしている。したがつて、かりに池田内閣がこの所得倍増計画を閣議決定したとしても、それはまったく現実性をもちえない運命をはじめからになっているものである。しかもまた、この計画の内容たるや、別項にのべるような欠陥にみちたものである。よつて、この計画は理論的にもまた現実的にも、まったく架空の作文にひとしいものである。

わが党は、政府がこの所得倍増計画を撤回し、新しい国際国内情勢にそつて、国民の民主的要望を反映した計画を抜本的に作り直すことと要求するものである。

一、所得倍増計画の基本的な考え方

所得倍増計画は、その計画実現のための方法として、一方では政府公共部門の施策として行政投資を中心として社会資本を充足せしめ、他

方では民間の設備投資を促進して経済成長という目標にむかって民間企業を誘導するという方法をしめしている。これはほかの言葉でいえば、一方では財政投融資の重点を独占資本に集め、他方では民間金融の段階でも独占大資本グループにおたがいに自由放任の投資競争をさせようということである。そして、こうした大資本の設備投資を起動力としてこそ経済の高度成長ができるというのが池田内閣の経済成長理論である。これは一言にしていえば、独占資本本位の上からの経済成長である。こうした行き方があどういう結果をもたらすか、それは、従来のわが国経済が一面では高度成長をとげながら、その反面周期的な景気後退に見舞われ、またいわゆる経済二重構造が拡大の一途をたどってきたことをみれば明らかである。

これに対し、わが党は、国民大衆の民主的意志によって有効な規制措置をとりつける経済成長をはかるべきことを主張する。なぜならば、われわれにとって、経済成長それ自身が目的ではなく、その結果として国民の生活水準が高まり、不公平な貧富の差が解消されてゆくことが目的であるからである。このためには

1 政府および民間をふくめての民主的な資金規制と投資の計画化、および防衛費等の予算の無駄の排除による過剰投資の防止と投資効率のひき上げ

2 勤労大衆の生活安定の前提としての物価の安定

3 生産力の向上にともなう労働時間短縮と雇用の拡大

4 社会保障制度の飛躍的拡充と賃金水準上昇、農産物価格支持等による所得格差解消と健全な有効需要の拡大

5 たちおくれた地域や産業への重点的投資による産業構造の二重構造の一掃
6 平和と中立の外交政策による世界のすべて

の国との平等互恵の経済交流

等の施策が必要である。これは、国民经济の構造を平和、中立、民主の政治路線にそつて改造せんとする目標に通ずるものであり、一言にしていえば勤労大衆の創意に立脚した下からの経済成長政策である。

政府の所得倍増計画には、この勤労大衆の意志を反映するという観点がまったく無視され、独占資本の專制体制をつくり出す性格となつてゐる。

二、アメリカの景気動向とドル危機の影響

所得倍増計画は、アメリカおよび西欧への依存関係を強めることを大前提としてたてられてゐる。これは、池田首相が外交の基本的姿勢として、「アメリカをバックにして中ソと対抗する」とのべたことと一致している。

たとえば計画では、わが国の十年後の輸出が北米むけ三一、四億ドル、西欧むけ一一、三億ドル、合計四二、七億ドルで、目標年度の輸出総量の四五・八%に達するものと予定している。これは、現在ですら日本の輸出構造が欧米偏重となつてゐる(昭三一～三三年平均で、歐米むけ輸出は輸出総量の三五・六%であった)が、この傾向を一そく甚しくするものである。

ところが現実の世界経済の動向をみると、アメリカ経済には不況到来を思わせる兆候が濃くなつており、加えて、アメリカの金保有高は百八十億ドルの危険線をわり、ドルの平価切下げが予測されるような事態にいたつてゐる。このためアメリカ政府は必死になつてドルを防衛しようとしており、そのあらわれとして、輸入制限、各種对外援助の削減、対米貿易の米国船積取率の強化、また、とくに日本に対しては貿易自由化促進やガリオア・イロア資金返済要求等の措置に出ようとしている。こうしたこととは、わが国のドル収支に直ちに深刻にひびくことは必至であり、所得倍増計画はまずこの国際收支の面からただちに破綻してくるであろう。

三、貿易構造と産業構造の矛盾

計画では、対欧米貿易を過大に計画している反面、十年後の目標年度において、わが国のアジア・アフリカ等の低開発国むけ輸出の比率は、昭和三一～三三年の六一・四%から四九・〇%へ低下するものと計画している。また共産圏

むけ輸出は、貿易関係が正常化してもなおかつ目標年度にたつた四、八億ドル、構成比において五・二%しかならないものと想定している。

これは計画が、今後の日本の産業構造のあり方として、機械工業、化学工業をとくに戦略的輸出市場は主としてアジア・アフリカ諸国や共産圏諸国に求めるのが必然のなり行きであるからである。現に、本年の日ソ貿易協定の成立以来、船舶等を中心として日本の対ソ輸出は急増しようとしている。また、日中の貿易拡大の気運も強まつており、財界もふくめて東西貿易拡大の道の打開が求められている。もし池田内閣が、日中貿易の政府間協定をはじめとして、対共産圏貿易促進の熱意をしめしさえすれば、十億ドル程度の輸出は充分可能である。

対アジア・アフリカ諸国むけの貿易は、世界的な軍縮とむすびついた低開発国援助計画があつて、はじめて全面的に拡大できるものであるから、わが国政府とともに、国連等の国際的舞台において中立諸国とともに積極的に平和共存と軍備縮少の実現のためのイニシヤをとるべきである。また当面の対策としても、むだな防衛費などを削減してこれを低開発諸国の経済開発促進の援助資金にまわし、これを通じて対アジア・アフリカ貿易を拡大すべきである。

しかしに政府は、対共産圏貿易打開の積極策もとろうとせず、対アジア・アフリカの積極的経済協力の施策もとろうとしていない。これでは、所得倍増の裏づけたる貿易拡大計画は到底達成することはできない。

四、所得格差は解消できない

所得倍増計画の最大の目標の一つは、地域間、階層間、産業間の格差を解消することであつたはずである。しかし、次のような理由から格差解消は実現できないものと断定せざるえない。

1 農林水産業と他産業との格差はひらく

計画によれば、昭和三一～三三年平均にくらべて、目標年度には第一次産業の生産所得は一・四四倍にふえ、この間に第一次産業就業人口は七割にへることになつてゐる。こう

第一次産業就業者一人当たり所得は約二倍になるというのが計画の想定である。だが、まずアメリカからの貿易自由化促進の圧力が強化され、農産物輸入が自由化されるという条件のもとで、年率一・八%で農林漁業の所得がのびるかどうかは疑問である。ことに計画においては、米の直接統制を間接統制へ移行すべしとしているが、もしこれが実施されるならば、必然的に米価の下落と農民所得減少をもたらすことは明らかであろう。また、十年間の行政投資総額十六兆円のうち農林水産業への投資がわずか一兆円しか予定されていないことも、第一次産業の成長をいちじるしくたちおくれさせることとなる。

その反面、農業就業人口が果して計画通りに減少するかどうかに問題がある。たとえば農林省が本年二月一日現在で行なった農業センサスによつても、昭和二十五年から三十四年までの十年間に農家人口の減少は約三五二万人（農家人口の約一割）、農家戸数の減少は約一六万戸（農家戸数の二・五%）にすぎない。しかもこの十年間に、国民所得は実に二・七倍にもなつてゐるのである。このことは、かりに今後十年間に国民所得が倍増されたりとも、決して農業就業人口が計画通りには減少しないであろうことを物語つてゐる。また質的に入ても、農業就業人口は老年化、婦女子化しつつあり、これによつて一体いかなる農業近代化が期待できるのであらうか。その結果は、農民への一人当たり所得分配が一そく低下し、他産業との所得格差が一そく拡大することとなるであろう。

またもし政府が、計画通りに農業就業人口を減少させようとするならば、それは零細農業から人為的に排除するための施策に頼らざるえないことになり、それこそいわゆる農民切りして政策となるであろう。離農者のための雇用政策、最低賃金や所得保障のための諸政策、あるいは技術養成や住宅対策等が、この所得倍増計画にまったく織りこまれていないことも無慈悲な切りして政策の本質をみずから暴露しているものである。

大企業と中小企業の格差はひらく

し、第一次産業就業者一人当たり所得は約二

倍になるというのが計画の想定である。

だが、まずアメリカからの貿易自由化促進の圧力が強化され、農産物輸入が自由化されるという条件のもとで、年率一・八%で農林漁業の所得がのびるかどうかは疑問である。こ

とに計画においては、米の直接統制を間接統

制へ移行すべしとしているが、もしこれが実

施されるならば、必然的に米価の下落と農民

所得減少をもたらすことは明らかであろう。

また、十年間の行政投資総額十六兆円のうち

農林水産業への投資がわずか一兆円しか予定

されていないことも、第一次産業の成長をい

ちじるしくたちおくれさせることとなる。

その反面、農業就業人口が果して計画通り

に減少するかどうかに問題がある。たとえば

農林省が本年二月一日現在で行なった農業セ

ンサスによつても、昭和二十五年から三十四

年までの十年間に農家人口の減少は約三五二

万人（農家人口の約一割）、農家戸数の減少

は約一六万戸（農家戸数の二・五%）にすぎ

ない。しかもこの十年間に、国民所得は実に

二・七倍にもなつてゐるのである。このこと

は、かりに今後十年間に国民所得が倍増され

たとしても、決して農業就業人口が計画通り

には減少しないであろうことを物語つてい

る。また質的に入ても、農業就業人口は老年化、婦女子化しつつあり、これによつて一体

いかなる農業近代化が期待できるのであらう

か。その結果は、農民への一人当たり所得配分

が一そく低下し、他産業との所得格差が一そく拡大することとなるであろう。

いる。

わが党は、抜本的な中小企業政策の強化に

産、流通に占める地位には、現在とくらべて大きな変化は起らないものと想定している。アメリカのドル防衛政策やあるいは貿易自由化の影響が及んでくるにつれて、中小企業には深刻なシワ寄せが行なわれることが予想される。これをこの計画は無視している。

たとえば現在、大企業に対する中小企業の下請化が急速に進行している。そして、下請系列に入った中小企業に対する下請単価引き下げが強く要求されている。また下請系列に入りえなかつた中小企業は、さらにに一切の助成や融資の対象からしめ出されている。こうして、大企業と中小企業との格差がひらく反面、中小企業の内部においても、ごく一部の上昇企業と大多数の下降企業との格差がひらいている。そして計画においては、こうした下降企業を、結局は社会保障政策の援護のものとに生産性の高い産業分野へ転換させるとのべているが、これは零細農に対すると同様の切り立て思想にはかならない。

計画は、中小企業近代化政策の内容として生産性を向上させるところを述べているが、このたまには、設備近代化投資、あるいは、償却資産耐用年数の短縮による資本充実等を促進するところが必要である。ところがこの計画には、財政投融资のうちどの程度の資金を中小企業へ供給するかも明らかにされていないし、また税制面で、大企業のための租税特別措置を廃止する反面中小企業への負担を軽減するという政策も示されていない。これでは中小企業政策は羊頭狗肉のそしりをまぬがれないのであろう。

また、中小企業振興のために落すことのできないのは、独占禁止法の適用を強化することによって大資本の横暴をチェックすることである。ところがこの計画では、独占禁止法の強化がふれられていない。逆に、貿易自由化との関連で、独占禁止法は一そく骨抜きになり、大資本のカルテル行為が自主調整の名のもとに野放しにされるおそれが大きい。この点が所得倍増計画ではまったく無視されて

より、大企業と中小企業との格差を解消するとともに、中小企業の労働者や、零細企業の従事者にも社会的水準に劣らぬ所得を与えるような基盤を確保するため、政府が格段の努力を集中するよう要求するものである。

3 地域格差はひらく

計画では、産業適正配置の施策として、今後十年間に、京浜、中京、阪神、北九州の大既成工業地帯をつらねるベルト状地域に新工業地帯を造成整備することとしている。これでは、東海、山陽地帯にくらべて、北海道、東北、裏日本、南九州の地域は一そう後進地域としてとり残されることとなるであろう。

ことに、十年間に四、九兆円の道路建設投資を予定しながら、後進地域開発の鍵ともいべき国土総貫産業開発道路の構想について一言もふれていないことは極めて不可解なことである。

4 低所得者層ひき上げの具体策がない

資本主義制度のもとでの経済成長は必ずしも階層間の所得格差の拡大をともなう。これを是正するのは社会保障政策の重要な課題であるが、それのみならず、現在のわが国においては、順調な経済成長を可能ならしめる前提条件を整備するという課題もまた社会保障にかけられているのである。国民の有効需要の造出による生産と消費との均衡のとれた伸長、住宅および労働条件の保障、老後の生活の保障等による労働力移動の容易化等がこれである。

ところで社会保障政策の基準は、憲法にさだめる「健康にして文化的な最低限度の生活」であるが、この最低限度の生活の水準を具体的にいかなる水準に設定するかが問題である。現に朝日訴訟によって現在の政府が実施している生活保護基準は憲法違反であることが明らかになつたが、これを直ちに大はばにひき上げるべきである。また年金給付、失業保険給付、失対賃金、最低賃金等の水準も同様に大はばに引き上げることが現在の急務である。そして今後国民経済の成長に従つて、これらの水準を順次ひき上げてゆくこと、これが眞の社会保障制度のあり方である。どこ

ろが計画では、具体的に最低生活水準を目標年度において標準世帯当り何万円と設定するのかも明らかでないし、国民年金、国民健康保険、生活保護等の給付や扶助の水準も明らかにされていない。また、そもそも全国一律の最低賃金制度を施行するのかどうかも明らかでない。

また社会保障は高額所得者と低額所得者とのあいだの所得再分配の政策であるからには、社会保障の財源は主として高額所得者の負担に帰せられるべきである。しかるに現在のわが国の社会保障政策では、あるいは大衆課税のかたちで、あるいは国民年金や厚生年金や国民健康保険等の保険料のかたちで、その財源の大部分は勤労大衆みずからの負担に帰せられている。これは社会保障政策の歪曲である。ところが所得倍増計画には、この点の是正の政策がまったく無視されている。そればかりでなく、その振替所得収支表によると、目標年度においては、国民の社会保険負担は実に九千百億円にたつすることとなる。つまり子供までふくめて、国民一人当たり一年に約一万円の負担である。そしてこれだけの自己負担をしたあげくに、国民が受け取る振替所得の総計はわずかに一兆二千九百億円である。これは、社会保障予算をあまりふやさずに、主として国民からの掛け金や保険料の徴収をふやしてゆくやり方である。これは社会保障の名にあたいしないものである。国民年金掛金や健康保険の保険料等の国民の自己負担は軽減し、それに対して社会保険の予算支出を大はばに増大し、しかもその予算の財源は高額所得者の租税負担に帰せしめること、これこそ眞の社会保障の姿である。所得倍増計画のなかの社会保障政策はまったくこれに逆行しており、階層間の所得格差を解消するという課題にこたええないものである。本年度の厚生白書が、所得倍増計画の反面として所得格差が拡大し、そして十年後といえどもわが国の社会保障が欧米諸国との水準へ遠く及びえないことを指摘していることを、政府はもつと真剣に反省すべきである。

五、防衛費のとり扱いが伏せられている

いままでに政府が作成した長期経済計画で

は、どの計画でも、防衛費が国民经济のなかでどういう地位を占めるかについては触れなかった。今度の所得倍増計画でも同様である。しかし現実には、防衛費は着実に増加してきている。さらに今後は、新安保条約の締結という事態のもとで、第二次防衛力増強計画によつて、昭和四十年度には防衛費は三千億円に達する予定である。そして、もし自民党政の現在の政策がその後も継続されると仮定するならば、その後五年を経た目標年度には、おそらく防衛費は六千億円を越すにいたるであろう。

この防衛費について、所得倍増計画がひとと言ふれていないということはまことに奇異の感をいだかせるものである。われわれは、今後、防衛費の増加につれて、いわゆる防衛産業が日本経済のなかに大きな比重をもつて定着するにいたるであろうことを憂慮するものであるが、この点について所得倍増計画がまったく口をぬぐつていることは国民を欺瞞するものである。

六、物価上昇は所得倍増を無意味にする

最後に、所得倍増と物価上昇との関係であるが、すでに勤労大衆はその生活の体験を通じて、所得倍増よりも先に物価倍増となるおそれのあることを見抜いている。事実、池田内閣が所得倍増をとなえて以来の消費者諸物価の値上がりはいちじるしく、しかも今後さらに、電力料

金、鉄道運賃、郵便料金、水道料金等の公共料金がつぎつぎにひき上げられようとしている。また消費者米価ひき上げ問題も尾をひいていいる。こうしたことは、ホテルや料亭の酒食にないている池田首相はいざ知らず、一般庶民にとってはまことに切実な問題である。

過去の実績でみても、昭和二十五年から現在にいたる十年間に、わが国の物価は約六割も値上がりしている。もし過去の趨勢がそのまま継続するとすれば、今後の十年間にもやはり物価は六割上昇することとなる。すると、仮りに所得倍増計画が達成されたとしても、物価上昇分をさしひけば、実質的には所得上昇はわずかに二割五分にしかすぎないことになる。

したがつて物価上昇を抑制することは、所得倍増計画実現の大前提である。それには、政府の規制できる公共料金をひき上げないことと同時に、また独占企業に対しても適切な規制を加え、生産性向上にともなつて主要原材料の独占価格を漸次ひき下げさせることが必要である。こうした裏づけなしに、ただ所得倍増のバラ色の幻想をえがいてみせることは、国民を愚弄するものである。また国民もこの点を銳く監視していることを、池田内閣は肝に銘すべきである。

(三五、一二、七)

二、物価値上げに対する党の態度

消費者物価の値上げの動きは、依然としてとある。

政府は、一応公正取引委員会の機能強化による物価安定策や、消費者物価対策連絡協議会を企画庁に設けて、物価安定にとりくむボーズをとつてはいるが、その具体的効果は何一つあらわれていない。否むしろ、独禁法の骨抜きと公取委の権限縮小を執よう叫びつづけてきた政府与党が、積極的に消費者保護の立場にたつて物価安定策に乗り出すと期待することはむずかしい状態である。

さらに消費者物価の値上がりは、とくに低所得階層に大きくひびいてきている。したがつて党は、消費者保護政策の確立を強く推進すると

ともに、つぎのような対策を早急にとる必要があると考えている。

一、消費者保護政策の確立

池田内閣の物価政策は、生産者もしくは業者、独占資本の立場から進められ、消費者の立場は完全に無視されている。したがって、この際、消費者保護という大前提を堅持し、消費者、労働組合、経営者、学識経験者からなる「消費者保護審議会」を中心、地方に設けて適正物価の策定に資するとともに、政府に対しても必要な応じて勧告できるようにする。

二、公共料金規制法の制定

現在公共料金の決定は、そのほとんどが主務大臣の『認可事項』となっているため、時の権力が資本の側と結合し、一方的に決められるのが実情である。一応公聴会や、形式的な審議会はあるが、消費者の意見が正しく反映されるような状態にはならない。したがって現行法の如何にかかわらず公共料金の決定はすべて国または関係地方議会の議決を必要とすることとし、このため「公共料金規制法」（仮称）を制定する。

三、独禁法施行の強化

公共料金以外の分野でも、今日では原材料部

門の独占化から加工、販売部門のカルテル化が完成し、消費者は、現実に各種独占物価の値上げに直面している。カルテル化なしトラスト化した原材料部門は、国家資金をも含めた巨大な設備投資によつて近代化しつつあるにもかかわらず、そのことによって得たコストダウンを製品価格に反映していない。このための対策として独禁法の運用を強化し、野ばなし状態にある地下カルテルの追及をはじめ、環衛法にもとづく消費者物価上昇についても、独禁法違反事件についてはきびしい審判を進める。

四、公正取引委員会の強化

公正取引委員会を強化拡充する。また、現在の公正取引委員は、ほとんどが各省の利益代表か、もしくは独占資本の擁護者によつて占められ、消費者大衆に発言の機会が与えられていない。したがって公取委の定数を増加し、非常勤委員の制度を設けて、一般消費者、労働者、農民、中小企業者代表を加え、民主的な運営と、消費者の意見が充分反映できるようにする。

五、当面の対策

現在申請中の九州電力料金値上げをはじめ各種公共料金の値上げは、以上の対策が樹立されるまで、一切中止する。

三、運賃値上げに対する党の態度

池田内閣の出現以来、諸物価上昇の傾向が強い状況の際、国鉄当局が過去数回の値上げにかかわらず、さらに大幅な運賃値上げの方針を決定し、自民党もこれを容認せんとしていることは、総選挙において物価安定を約束した公約の違反である。国鉄の運賃値上げは、私鉄、バス等他の交通機関料金の値上げをはじめ連鎖的に全面的な物価上昇を引き起こすことは必至である。

国鉄当局は、所得倍増計画に対応する輸送力の増強資金のねん出と、他物価と比較して運賃が低いことを最大の理由にしているが、極めて問題の多い所得倍増計画のために料金値上げをする。

行なおうとするがごときは本末転倒であり、また公共料金たる国鉄運賃を機械的に他物価と比較することは根本的に誤まりである。

国鉄の強い公共性からみて新たな輸送力增强の設備投資や、公共負担等は、料金値上げという大衆負担によつてまかなうべきではなく、国家の財政負担によつて解決する対策を講すべきである。

この際、国鉄当局は所得倍増計画に便乗して、運賃値上げを行なう前に、赤字路線の問題、自動車輸送の強化等経営の抜本的な改善を行なうとともに、新計画についても根本的な再検討を加えるべきである。（三五、一二、一二）

四、私学の授業料値上げに関する党の態度

最近、私立大学の授業料値上げの動きがあることは、父兄の負担過重の見地から、また国公立と私立の間の学資の格差の立場から、憂慮にたえないものがある。

政府はすみやかに私学振興の基本方針を示し、授業料の値上げを抑制するとともに、授業料の値上げを必要としないための具体的な対策を立て、次期通常国会においてその実現を期することを要求するものである。

私学振興政策の目的は、教育の機会の拡大をはかるとともに、国の適正な助成によって、国公立と私立との学費負担の格差を是正するにある。

わが国の高等教育の過半は私学が担い、その成果は大いに国運の発展に寄与しているにもかかわらず、私学振興に関する国家予算の総額は、一国立大学の年間予算にも満たない実情にある。

政府は、国公立大学の学生に対して一人当たり二〇一二五万円相当の経費を補てんしているが、一方、私学に対してはなんらの負担軽減の方途を講ずることなく、もっぱら私学の父兄をして学費の二重負担を余儀なくせめている。さらに人事院勧告による給与改訂の線にしたがい、私立大学がその教職員の待遇を国立大学の教官なみに改善する必要にせまられているのであるが、学校経営上、その財源を学費の値上

げに求める以外に方法はないというのが現状である。しかし、これ以上大幅に学費を値上げすることは、国立大学の学費との間の不均衡をますます増大するばかりであり、憲法第二十六条の保障する「教育の機会均等」の要請とも抵触せざるを得ない。

以上の見地から、政府はこの際、私学振興対策について、次のような抜本的措置を講ずよう、わが党は強く要求するものである。

- 1 昭和三十六年度私学振興関係予算の増額
- 2 私学理科特別助成費補助の増額
- 3 私学研究設備助成費補助の増額

二、寄付金免税措置

1 学校法人に対する寄付金の免税措置を講じ、民間有志の自発的な私学に対する財政的援助を容易にするために、次期通常国会に「税法の改正」を行なう。

三、育英制度の改善

1 育英資金の増額をはかるとともに私学の学生生徒に対する適用を拡大する。
四、私立大学の一般経常費の国庫補助制度の実現

- 1 私学の官利主義の弊を除去するとともに、学資の軽減をはかるため、国が経常費の一部を負担する道を開く。

(三五、一一、一二)

五、病院 療養所等の争議に関する党の態度

いわゆる病院ストを契機にして、医師、薬剤師、レントゲン技師、看護婦など医療労働者の低賃金や劣悪な労働条件の実態が世間の注目をあびるに至った。また、これに関連して今日の保険医療制度の不備が各方面より指摘されている。

政府・与党は、これらの問題についてなんら有効な措置を講ずることができないばかりか、むしろ医療労働者のスト権規制によつて問題が

解決するかのよう言辞をろうしているが、これは本末転倒もはなはだしいものと言わねばならない。病院、療養所等における争議の原因が、医療労働者の低賃金と前近代的な労使関係にあることは、いまや誰の目にも明らかである。無給やそれに近い医師の存在あるいは徒弟制度そのままに前近代的慣行にしばられている看護婦の勤務状況などの労使関係にメスを入れることこそ先決である。

政府・与党は一方で、医療機関の中心である国立病院・療養所について、独立採算制を建て前としてこれが整備、改廃をはかつてているが、こうした合理化のギセイは低賃金や労働条件の悪化として、直接、医療労働者の肩にかぶせられているだけではなく、差額徴収による患者負担の増大や診療内容の低下となつてあらわれている。この傾向は日赤その他の病院等においても顕著である。

「医は仁術なり」とか「ナイチンゲール精神」といった諸觀念を逆用して、低賃金、労働強化による搾取のキソのうえに独立採算制を建てる前にする營利性を医療機関に押し付けるといふことは、不合理きわまるといふべきである。

医療労働者の諸要求が病院ストとして拡大するや、政府は官憲による介入をおこなつて参加組合の運動を威圧するとともに、一方、大資本はロコソな圧力を加えて、医療労働者の諸要求を阻止することに躍起となつてゐる。最低保障賃金の実施等をおりこんで一片の良心を示した都労働委員会のあつせん案は、日経連代表のがん強な反対によつてついにざ折せざるを得なかつたのである。

政府と大資本が一体となつて、労働者に低賃金、労働強化を強要しているこの現実は、「バターより大砲」を重んじ、国民生活安定よりも大資本中心の政策に血道をあげ、アメとしての社会保障費を少しでも減らそうとする政府、与党の階級的本質を示している。

党は、このような労働者の利益に反する政策に反対し、これを改めさせるため全力をあげるとともに、当面、次のような態度で病院ストの問題解決にあたる。

一、病院、療養所等の医療労働者がかかげている最低保障賃金の実施、賃金ベースアップ、定員増加、労働環境の改善等の諸要求は、医療労働者がいまおかれているきわめて低い労働条件と前近代的環境からみて当然であり、党はこの要求を全面的に支持し、この争議を支援する。このたびの争議は、一言にしていえば前近代的な労使関係を背景とする人権争議である。

したがつて、われわれは、この争議をつうじて、医療における労使関係の近代化、医療労働

者の基本的人権の確立を期する。党は、さらには、政府が、労働基準法を使用者が順守するよう、適切な指導を行なうことを要求する。

二、このたびの争議は、また医療制度の不備にもとづいてゐる。したがつて党は、政府が、早急に保険診療を中心とする医療制度を改善することを要求する。

医療制度改革の具体的方策としては、

第一に、今日の保険医療財政にたいして大きな圧迫となつてゐる結核、精神病の費用を全額国庫負担にするとともに、健康保険、国民健康保険、船員保険、日雇い健康保険など各種健康保険における国庫負担を増額し、保険財政に弾力性をもたせるべきである。

第二に、被保険者患者の負担が増大しないことを前提として、医療単価に科学的検討を加え、すみやかに合理的かつ適正な単価を定め、制限診療、規格診療の廃止等診療内容の向上をはかるべきである。

第三に、病院、療養所等が保険医療機関として指定され、使用者の所在が明らかでないことは、前近代的な労使関係を温存するのに拍車をかけていい。こうした不明確な制度を改め、保険医療制度の近代化をはかるべきである。

第四に、医療費の中に少なからざる比率をもつ薬価について広告、包装、容器などの費用のうち不用と考えられるものを節減し、適正価格を定める等、前三項の措置と相まって保険医療制度に關して各種の合理化措置が必要である。

三、党は、国会地方議会において、医療労働者の生活と権利の劣悪な実態について明らかにし、今日までこれを放置した監督行政官庁の責任を追及するとともに、以上の具体策の実現を政府に要求する。

四、当面の争議支援のため、党は、中央・各県連に対策委員会を設けるとともに、地域共闘を組織し、支援の諸活動を行なう。

六、地域活動推進のための当面の活動方針

総選挙の結果、党は飛躍的に勢力を拡大したが、依然として「三分の一」の壁は破ることはできなかつた。「当面の活動方針」に示されてゐるところ、この「三分の一」の壁を破ることが、こんこの党活動の最高目標であり、そのためには地方議会活動は重要な使命をなうことが、明確に確認されるに至つた。

地方自治体におけるわが党の勢力を議員数によつてみると、国会議員は「三分の一」弱であるにもかかわらず、都道府県会議員は「五分の一」市町村会議員に至つては「六分の一」程度にすぎないのが現状である。

われわれが、「三分の一」の壁を破り、民主、中立の政権の獲得をめざすには、少なくとも、現在の逆ピラミッドの勢力分野を是正し、地方議会においても「三分の一」の勢力を次回の地方選挙においては確保することが、必要不可欠の条件であろう。

そこで、この目的を達成するために、これまでの党の地方議会対策の欠陥をふりかえり、こんごの地方自治闘争の進め方を明確にして、党组织をあげて、闘う体制を積み上げていかねばならない。

(一) 運動の目標

一、国民年金法の改善と国民健康保険料（又は保険税）の引き上げに反対する

1、現行の国民年金法を改正し、保険料の低額所得者に対する減免措置の実施、給付額の引き上げを行なう。

2、改正案が実現するまでは、実施を延期させる。政府は保険財政の窮乏をたてに、保険料の引き上げを意図している。保険料の引き上げは実質的には、大衆課税にひとしい。さきの国民年金保険料と合わせると、低所得層の負担は一段と加重される。

さらに国保の療養給付は現在自己負担五割になつてゐるのを三割までに引き下げ、その分の国庫負担分を増額させる。

二、寄付金、P・T・A会費等の税外負担を解消させる

自治庁の調査（三十二年度分）によつても三百五十億円の税金以外の負担を住民は課せられている。地方財政法（第二十七条の三）によつても税外負担は解消させ公費で負担すべきであると明記されているのに法律は空文化している。したがつて

1、地方財政法第二十七条の三を各自治体に完全実施させる。

2、寄付募集を規制する法律の制定を促進する。これにより自治体の条例で、寄付募集を規制させる特別措置をとらせる。

三、街路灯の増設を推進し、町を明るくする

町を明るくすることは、犯罪の防止、交通事故防止、さらに商店街の繁栄のために当面の急務である。そのため

1、街路灯の施設費の公費（国および地方自治体）負担の増額を要求する。

2、街路灯の電気税の軽減と電気料金の引き下げをさせる。

四、共同募金を廃し、公費負担に切り替える

本来、募金は個人が自発的に行なうものであるのに、共同募金等各種募金が地方住民に対し戸別割当など半強制的になり税金化し、また募金の使用配分についても不当、不正の例が少くない。したがつて募金をとりやめ、民間の社会事業についても、国の統制下にあるものは国費で助成させることが適当である。

五、公共料金の値上げに反対する

電気、ガス、水道、運賃等の公共料金が軒並みに引き上げられようとしている。公共料金の引き上げは他の諸物価の値上げとともにもので、その被害をうけるのは、一般市民の生活である。所得が若干上がっても、物価があがれば、生活は少しもよくならない。かかる物価値上げに反対し、公共料金に対する公的規制の措置を講じさせる。

六、未開発地壇の建設事業の国庫負担の引き上げ

未開発地域の開発を促進するため、建設事業

に関する補助事業の国庫負担を特別にふやすための立法措置をとらせる。

七、行政点検活動

地方自治法、地方財政法は、多くの民主的な行政がなされている。

そこで、行政点検活動を展開し、自治労の協力を求めて住民の福祉と自治体労働者の権利意識の向上のためのたたかいを開く。

(二) 運動の進め方

一、地方議会対策部の活動を首長、議会、住民組織の三部門に分け、機動的に動ける体制をととのえる

二、各級（都道府県、市町村、労組内）議員団會議又は政策研究集会の開催を促進させる

1、各自治体の政治、経済の分析（自治体の予算の検討を中心として）、地域的な諸問題の検討、党の政策の教宣を行なう。

2、当面の活動方針にもとづいて、地域毎に具体的にたたかう目標を明らかにして、農村又は地城市民工作をすすめる。
その際、勤労者居住者組織、労組内の農村工作隊等の既存の組織を活用して進める。
3、地域住民の生活をよくする住民による自主的な会の組織化を進める。

五、雑誌「地方政治」を一月号より再刊する。

研 究

一、技術革新と産業構造

法大総長 有沢 広己

一、技術革新の二面性

技術革新は一方では経済成長の根源をなしているが、他方では、社会に衝撃を与えるという二面性をもっている。

日本の経済成長の原因は、世界の高成長を支えているのと同じ理由、即ち技術革新にあつた。この技術革新が設備投資を多からしめこれが高成長の要因となっている。最近の成長率の

「町をよくする会」「自治体の予算研究会」等の婦人、青年、一般市民を含めた集会を組織し、地方問題と具体的にとりくむ基盤をつくる。

三、全国地方議員団会議の開催

1、二月上旬、全国地方議員団会議を開催し、「地方自治闘争方針」「地方自治政策」を検討し、運動の下部浸透をはかる。

2、移動講座

地方行政部員、地方議会対策部員で構成する班を編成して、地方自治体闘争移動講座を各県毎に行なう。

とくに議員団会議のまえには拠点地区を設定して部落にまでおりた活動を行なう。

四、政治地図の作成

1、各県連において、総選挙の得票数の分析により各地域の政治地図を作成する。

この政治地図の状況に応じ、各県地方議会対策部は、地域における闘い方の「階層別闘い方」のどこに主力を置いて地方自治体闘争を組みたてるという方針と活動計画を確立する。

2、政治地図にもとづいて、直ちに次期地方選挙の候補者を設定し、自治体闘争の先頭にたてる。

研 究

二、技術革新と産業構造

高い産業をとつてみても、年成長率は四〇%以上は新産業である。設備投資を大巾に行って、しかも水準以上の利潤をあげているのが、これらの新産業であった。ところで技術革新を別の言葉でいえば『科学』ということができよう。イギリスのバナール教授も指摘しているように、二十世紀前半の科学はつぎの三つの時期を経ている。

- (1) 私的科学の時代——学者が研究室で、発明家が裏長屋で、といった時代
- (2) 産業科学の時代——産業がそれぞれ実験研究室を持ち、大学には工学部がつくられる時代
- (3) 政府の科学の時代——設備面に大きな経費を必要とし、政府の科学振興策が強化される時代
- このように三つの段階を経るに従って、科学の社会的地位も大きくかわってきている。科学が象牙の塔にこもっていた地位から、社会において意識的に利用されるようになった。すでにソ連のような社会主義国では、科学が国の建設のために使われ、科学の意識的動員と科学者の意識的参加が行われている。
- またアメリカにおいても原子力開発は政府の科学の時代であることを表明している。今日社会の変革の力を科学がなっているといつてもいい過ぎではないと思う。

資本主義経済をみると、科学技術面では軍事研究として政府から多額の資金がでていることは事実であるが、やはり独占資本が科学の担当者である。いかえれば、今日の資本主義社会では、科学の第二の時代、すなわち産業のビッグ、ビジネスが科学の担当者になっている時代ということができよう。

アメリカでは巨大な研究費が支出されているが、これは新技術を商品化して、高利潤を確保するためであり、研究支出ではなく研究投資の性格をもつ。したがってこの投資は早急に回収されねばならない。つまり新技術の商品化が進んでいるわけである。昔は技術パテントは独占の保護といわれたが、最近ではどんどん売り渡す傾向にある。これが産業の科学の時代の特徴である。例えばアメリカのRCAのテレビ技術は、日本の三十四社が買っているし、オランダのフィリップスの技術は十七社が買っているといった状態で、技術の普及は目ざましくなっている。

技術の普及速度の早さは、新しい産業の確立の期間を短期化した。戦前は人絹とかレーヨン

は十五年を要したが、今日ナイロンやテレビ等は四年～六年に短縮されている。このため年成長率四〇%というものまでいるわけである。

は十五年を要したが、今日ナイロンやテレビ等は四年～六年に短縮されている。このため年成長率四〇%というものまでいるわけである。

二、技術革新と産業構造

技術革新は産業構造を大きく変えている。その象徴的なものは石炭と石油である。今日エネルギーの流体化によって石炭は急激な斜陽化現象をみせている。発酵工業やアセチレン工業についても同様である。

今日技術革新は巨大な投資をともなうので当然雇用を増大する要因となる。しかしその雇用はどんな質のものでもよいというわけにはいかない。技術革新、オートメーション化は、若い柔軟な労働力を求めているのである。このため技術革新によって排除された労働力は古い人々であって、これらの中高年令の労働者は供給過剰の状態におかれている。これらの人々は一度職を失えば、ほとんどもとのような労働条件で再就職することは困難となっている。

今日失業者のために保険制度がとられているが、それはありきたりのものであって、中高年令層の失業者のための保険体系になっていない。すでに六ヶ月九ヶ月後には再就職するだろうと想定されたその機会は、なくなっているというわけである。

もちろんこれは日本ばかりの現象ではない。

アメリカでも一九四八、九年の景気回復過程で、失業者の減少は期待されたほどなく、依然として四百万台を維持した、日本の場合は二重構造が、この現実をさらに深刻化している。ではその対策は何か。

三、制度の改革が必要

今日、制度の改革なくしては、技術革新を受け入れることは困難である。技術革新が進めば進むほど、その技術を受け入れる社会の体制は必然的に変革を迫られている。

もっとも技術革新が進んでも社会に衝撃をあたえていないものもある。例えばセメントだ。つぎのような古い工場と、オートメ化した新しい工場が何の問題も起さず稼働している例はある。

キバンの数

古い工場

三

三六四

生産能力

四一〇〇〇トン

一人当たり

八六七トン

二〇三

六二〇〇〇トン

一八二五トン

これは意外に需要が伸びていることと、とくに特需の域外買付があったからである。したがつてアメリカのドル防衛でセメントの需要が減り世界的不況の到来で過剰圧力が加わった場合、古い工場が閉鎖されることは当然といえよう。

一度高成長が弱まつた場合、技術革新を受け入れた結果のあおりは、非常に大きな問題を提起することになる。現代は高成長をつづけているからまだ問題はでていないが、また今までの不況は比較的短期間であったことが幸いしているが、一度高成長が落ち、不況が到来した場合、その社会的衝撃は大きい。

この衝撃は製造工場だけにとどまつていな。例えは、工業面における技術革新は農業面にも波及し、農業を従来の農本主義では問題に

ならぬくしている。

このように技術革新がもたらす社会的衝撃について、はつきりとした認識をもつてゐるにもかかわらず、今日制度的改革ができていない。このことをアメリカでは「社会的調整」といつてゐるが、技術革新にたいする社会的調整が、今日非常に遅れているのではないだろうか。かつての産業革命では、この社会的調整が遅れたために、機械打ちこわし運動に発展した歴史の教訓がある。科学者は今日の状態を自然化学の社会科学に対する挑戦といつてゐる。私たちはこの挑戦に眞面目に応えるべきときにきているのではないかだろうか。

(この論文は、過日政策審議会で先生が講演された要旨であり、文責は政策審議会事務局にある)

二、日本経済の動向

国民経済研究会

竹中一雄

むずかしい。

③ 公共建設 || 私企業の分野にのびなければならず、むずかしい。

④ 金流出(ドル不足) || これまで、一〇〇億ドル赤字政策をとることも可能であったが、ドル不安のため取りにくく。

⑤ 物価 || 従来は、あまり下がらなかつたが(アドミンスター・プライス)この夏あたりから下がりはじめている(値引き販売)

⑥ ヨーロッパへの波及 || これまで、後退期にもヨーロッパへ大量に輸出され、景気の支えになつてゐたが、今回は、ヨーロッパも後退が濃くなり、全般的に景気が悪くなる見通しが強くなつた。その後退は、比較的大きいと予想される。(イギリス、フランスにおける設備投資は頭うちとなり、ドイツ、イタリアも、現在のところ良いが、今後下降が問題となろう)

一、アメリカにおける景気後退
世界経済とのつながりで日本経済を見たばかりで、まず注目しなければならないことは、
(イ) アメリカにおける景気後退
(ロ) アメリカの金準備が危険線といわれる一八〇億ドルを割つたこと
(ハ) アメリカの景気後退がフランスなどにも波及してきたことがあげられる。このことから、考へると、アメリカにおける今回の景気後退は、これまでの後退にくらべて、かなり大きいものになるのではないかと思われる。

(注、世界経済について、日銀、経済企画庁の見方はグラグラしており、変調をきたしてゐる。) その理由には、次の点があげられる。

① 設備投資 || 一九五七年の景気後退の際は電子、石油産業等に活発な設備投資が行なわれたが、今回は新規産業にも停滞がみられる。
② 住宅建設 || 空室率をみると、前回は二%であったものが、七%台と増大している。住宅建設の面から景気が支えられるということは

これらの諸点を背景にして国際的環境が、今後日本経済にどんな影響を与えるかが、問題となる。

二、日本経済の現状

ここで、日本のばあいを見ると、日本経済の内部には景気の上昇力が残されていると判断できる。

- ①設備投資＝電力（大幅な投資）新製油所、自動車（二五〇～三五〇の資金量で建設）は、自由化を前に建設をいそいでいる。また、鉄鉱、重電機、石油工業にも設備投資が計画されている。全体として、景気を支える設備投資の要因はあるとみられる。
- ②政府支出の増加＝池田積極政策で上昇の要因はある。

- ③賃金の引きあげ＝消費市場の拡大の傾向（積極的な要因となるかどうかは疑問だが、上昇の傾向は否定できない）

このような立場から考えると、世界経済の下降圧力と日本経済が、どうからみあっていくかが、今後の動向をきめるポイントになる。

いまのところ、池田首相はじめ楽観論もあるが、現実には警戒論が強くなってきていて、素直にいって、来年の下半期には下降圧力が深刻に影響してくると思われる。

- ①アメリカの非耐久消費財に不況の影響が表わされてきている。

②日米の経済関係は、前回にくらべ、今回の後退の方が、より密接になってきていている。

たとえば、アメリカの総輸入量に占める日本の割り合いは、五七年は四〇六%であったのにたいし、この夏は七%となり、日本の総輸入に占めるアメリカの割り合いは、五七年二一%から、この夏は二九%とふえてきている。日米の関係は密接であり、正面から不況圧力がかかってくる。

- ③今回の後退が、アメリカにとどまらず、ヨーロッパを巻きこんでいることは、日本にとっても重要である。

たとえば、日本の対米輸出は、急激に、のびやみを示してきている。すなわち、対米輸出は、（一～三月）三一%増（四～六月）一三%増、（七～九月）〇・六%増と下がっている。また、対欧輸出の面でも、（一～三月）五六%増、（四～六月）四一%増、（七～九月）二%増と鈍化してきている。全体として四一億ドルと高水準を支えている原因は、アジア州向けの

輸出が、（一～三月）一四%（四～六月）二二%（七～九月）四四%と増加していることが、

そのカナメとなっている。これがICAの停止とか、ドル削減で、危機になってくることは、当然考えられる。これまで政府の見通しは、実績より少なかつたが、来年度における一〇%の輸出増見込みはむずかしくなっている。

すなわち、対米輸出を見ると、ミシン、ベニヤ板等は減り、繊維も減りはじめている。自動車も最近は零となっていて、このようなかぎられた部分だけでなく、鉄鋼、セメント、繊維が不振になる可能性をもっており、不振のはしりになっている。

また、日本経済の輸出依存度は、あまり高くないが、ベースが崩れるとなると、日本の景気の内部にも後退要因がふえてくる。日本経済には、現在のところ、まだ、上昇余力は残されているが、年なれば以降には下降に向かうものと思われる。

このように、日本における景気後退が、おくれて波及すると思われる要因として、次の点が考えられる。

- ①これまでの景気後退が軽微であったこと。そのため、多少の後退でも、かなり活発に投資を続ける。

②外貨準備は、この前は六億ドルくらい（新方式では二～三億ドル）であったが、大幅にふえている。

- ③池田積極政策の登場の当初だからシゲキ材料がある。

しかし、これらの要因が、不況を軽くするかどうかは別問題であり、逆に手おくれになつたときは、きびしいものになる危険性がある。また、いくら積極政策をとるといつても、自由化により、無制限な投資はできない。公債を発行しても、為替レートにヒビが入るような公債は発行できない。かえって、積極政策が看板倒れになる。アメリカのばあいは、対外援助をきることによって両立させうるが、日本の場合は、そういうかない。かなりの困難が予想される。

三、日本経済の力量

この変動期に、日本経済は、どの程度の力量をもっているだろうか。

①日本経済は、先進工業諸国と近づいていく。工業生産量は、フランスとかわりない。

アメリカ、ドイツ、イギリスに次いで四位、五位となっている。たとえば、今年一～八月の鉄鋼生産は、アメリカ（一億トン）ドイツ

（四、三〇〇万トン）イギリス（二、四〇〇万トン）日本（二、二〇〇万トン）となってい

る。（四、三〇〇万トン）イギリス（二、四〇〇万トン）日本（二、二〇〇万トン）となつて

いる。

②日本の産業構成は先進国と大差ない。機械工業のウェイトが高まり、一九五八年は、重化

学工業が六割を占めている。

③日本の独占体は、世界の舞台で（ビックビジネス）ひけをとらない。八幡製鐵の年間売上高は二四億ドルであり、フランスのシュナ

イダーを上まわり、ドイツのベンツをも上ま

わっている。

④大独占体が形成されている。日立もイギリス

のICAを上まわるほどになり、化学、自動車産業の部門でも、飛躍的に強大になってき

三、最近アメリカより帰りて

ジエトロ駐米顧問

駒 村 資 正

私は、平常ジエトロの駐米顧問として、これまで日本の貿易振興に役立つような示唆を行なつております。最近アメリカより帰り、事務報告を行ないました。そのことについてお話を、

ということあります。報告は、ふだんは口頭で行なっていますが、たまたま首班指名のころでもありましたので、文書で事務報告をしたわけであります。報告の主旨は、だいたい次のようなものであります。

〔ドル防衛と日本の立場〕

アメリカにおいて、現在ドル防衛の問題が起きているが、ドル自体の価値が下落していることを考えなければならない。現在のドルの値段は、一九三三年以降かえていない。各国は（西欧）経済の退廃している時に貨幣を切り下げ、今日の復興をきたしている。

ている。

⑤消費構造は、ヨーロッパと差のない普及状態に変わってきており、家庭電機（テレビ、洗濯機、冷蔵庫など）の普及は著しい。

このように、全体として、工業力の増大により、先進諸国に変わりない状態になってきている。

四、結論

結局、この大きな力量の増大が、今後どのような役割をはたすと見るべきだろうか。

①膨張主義（経済的基礎になる）の危険性がある。

②力量の増大は、国民生活を引きあげる客観的な基礎ができるが、今后、日本経済の上の対決点となる。ただ、現在の自民党のやり方では、手おくれになり、危険な方向へ行く可能性が多い、と考えられる。

（一九六〇、一二、九、文責 政審事務局）

①ドル価格の堅持あるいは回復を、ドルを切り

アメリカ側のドル防衛に対する考え方、

下げないでやる。

②自由経済の範囲内でやる。

③また、軍事力を減らさないで、対外軍事支出費を節約していく。

という三つの基本線でやっていこう、というものである。

すなわち、軍事費はとくにNATOの分野で減らそう、経済援助での分担比率を、ドイツ、日本にかたがわりさせよう、と極力つとめている。そのあらわれとして、(一)四八万人のディペンドントを二〇万人に減らす。すなわち、軍人の家族を一月一日から月に一万五千人づつ帰し、二〇万人にする。(二)在外公館、PXの買付けもアメリカ製品にする(人員も減り、自然に縮小する)(三)基地で必要なないもの(第三国人の使用者は、全体で二四万人を調整する。ICAの買付けをヒモ付きにする(アメリカのものを買うよう)(五)農産物輸出貿易に影響あるところへ援助としては出さない、買わせるようにする、ということなどがあげられる。

しかし、自由経済をくずさない、デバリュエーションをやらない、軍事力は減らさない、この三点をかなえるのはむずかしい。

しかし、この対策として、国内では、ヒキシメ政策をとりながら(これはかなり成功するだろ)う)对外貿易は、三つの基本線にふれない範囲で貿易を進めている。この方法を強力に進めれば、困難はあるが、深刻な不況になるということはあるまい。が好況にむかうということは考えられない。

貿易推進のためには、国内物価が高くなつてはならない。物が上がり、好景気のもとでは、初期の目的は達せられないから、結局、アメリカ経済は『皿の底』景気を長く持続し、その間に第三国の賃金引き上げ、物価の高騰を待つて回復させようとしている。いいかえれば、下半期から直ちに不況に入るというのではなく、好況でない、すなわち、かなり停滞した空気で推移していくのではないか。希望的な観測として、ケネディ新政権の公共投資など、よくなる面も考えられるが、それではやつていけない。ケネディも、これまでロバート・アンダーソンと共に経済協力を推進してきた共和党のボ

策を遂行しようとしているのであるから、好況になるとはいえない。

日本のばあい、ICAの買付け、駐留軍労務者の解雇問題が起こるけれども、国際収支全体としてはたいした影響はない。

アメリカも、日本の重工業産業に対する

(軽工業は別として)大きなプランの入札などは西欧と肩を並べて競争できる力をもつていると思われる。ただし、第三国市場ではアメリカ製品との競争、とくにプラント、重工業製品の競争が問題になつてこよう。これらの製品については、従来ICA資金で日本が簡単に進出できたものが、これからはアメリカ自体と競争しなければならなくなるからである。一方では、日本の力も強くなつてきてるのでたとえば道路建設などの面では対抗していくのではなかろうか。

現在の段階では、さきにのべた三本の柱にたつて、資本の自由移動はさしとめていないし、ドル持ち出しを制限してもいい。その代わり、積極的に、二〇億ドル使うなら、二〇億ドルの観光客を招くというように、自由経済のワク内で貿易していこうとしている。

その意味で、日本の対米貿易が大打撃をうけるということはあるまい。安売りせず、適当にマーケティングしていくことを、気長にやれば日本の商品にもなれてきてるので、対米貿易はふえていくだろう。

もちろん、国と国とを検討して、輸入をチェックすることも考えられるが(自由経済のワクを越えるまでに)しかし、バランスさえとれていれば、日本の輸出は悲觀すべきではない。

今日、ドルに対する規制は関税と物品税(英)がある。たとえば、イギリスでは、ヒルマン一、〇〇〇ドルにたいし、運賃がかかり二、四〇〇ドル、それに物品税がかけられ、高すぎて売れない。日本のように関税の低いところはない。関税については丸ハダカである。これを検討しないと、個々の産業では困る面もあるのではないかろうか。アメリカでも、ルーサー・H・ホッジス(商務長官)の保護貿易主義が、ドル防衛との関連で多少緩和されて受け入れられつつある。

また、日本の物は安すぎる(低賃金などとは

いわくなつた)から、これをなんとか手を打て、ということを労働者自身がいいはじめている。

対日援助についても、ドルをセーブすればこれだけドルが助かるとわかれば、国務省も日本を援けられなくなる。ただ、大多数が関心をもち、困る問題については国防会議で日本に有利に解決できるとは思うが。というのは、アメリカでは軍の力が非常に強い。したがつて、ケネディになつても軍略的なものは軍が決める。表

面にはでてこないが、軍の考え方を大転換させることのできる人はいないのではないか。このことは、中共台湾問題についてもいえるのではなかろうか。台湾を除外してなら、中共も入ってこようが、それは台湾にとっても同じことだろう。ボールズは、相当やわらかい線であるが、だれが仲介することになつても台湾が中共とは同席しないだろうし、といつて台湾を除外するとはいえない。

(文責 編集部)

四、国会における決算審査について

(参議院決算委員会調査室)

林道雄氏

一、私の立場

国会における決算審査方針は、明治憲法時代のやり方を引き継ぎ、会計検査院の決算検査報告を中心としての審議をなし、審議の結果特に事態の芳しくないものに対して警告決議をなすと云うやり方になっているが、旧憲法時代の議会における決算の取扱い乃至それに伴なう審査

方針については遠く明治の昔から再三疑問が持たれ、近くは新国会における決算の取扱い乃至審査方針についても、その疑問は尾を引いて第七回国会及び第三十四回国会の衆議院決算委員会における参考人より意見聴取となつて現われたが、今なお解決に至らず、本件は衆参両院とも継続調査として残されている現状である。

種々な考え方があるとおもうが、私は現在の審査方針は国会における決算の審査方針としては適当なものではないから、根本的に改正する必要があるという見解をとっているので、その立場から私見を述べたいとおもう。

二、審査方針を改正する場合に大事な二つの点順序が逆になるが、結論から云つて決算の審査方針を改正するためには非常に大事なことが二つあるとおもう。

此の際必ず改正するという大方針を当初に明示すべきである。

第一点は「現在の審査方針は適当なものではないから必ずこの際改正する」と云う大方針を

当初にはつきり確立しておく必要があるということである。ことさらそのようなことをする必要はあるまいと考えられるむきも多かろうとおもうが、実はこれがなかつたばかりに明治以来度々この問題が俎上にのぼりながら、いつも慣行の力に押されれて竜頭蛇尾となつて有耶無耶に葬られてきたのであると私は考える。

決算の審査は冒頭に書いたやり方ですすめられているが、会計経理の末端に発生した不正事項、不当事項乃至不経済事項というようなものを中心としている限り、いかに国会における決算審議が厳正に行われ、いかに峻烈な警告が發せられようとも、結局「公務員の綱紀肅正を要望する」と云う一線で凡てが止つて了うほかないのである。しかもその公務員というのは直接それらの不当事項を発生せしめた當人乃至その直属の上司であつて、謂わば比較的軽輩の公務員である。それらの行政処分によつて政府当局の屋台が動搖すると云うような位置のものではない。即ち、そう云う謂わば輕輩の公務員の处分によつてその年度々々の決算が永久に倉庫入りとなる——換言すれば国会における決算審査は政府当局に何等痛痒を与え得ないものであると云う点に現在の審査方針の決定的問題があ

る。

第九十回帝国議会の貴族院の「帝國憲法改正特別委員会」において九十條のくだりで、ある

議員から、決算に対する国会が不承認と議決した場合に法律上に何等の効果を持つて来ないと云うことは遺憾であるがその点をどう考へるかと云う質問があつたのに対し、金森国務大臣は、政府はそれに対する責任をその程度に応じてとらねばならぬ、究極においては、總辞職というような場面にまで及ぶことも考へられるのであって、それ以上の大きい責任のとり方は恐らくないと考へると答へているが、このような大きな責任追及と云うことは、現行の会計経理の末端に発生した不当事項を中心とする審査からは期待し得べくもない。

また、本件に関して、今日決算委員の方々が見られる資料、あるいは決算委員に参考意見を述べた参考人達が資料としたもの、あるいは更にわれわれが日常見聞するところの資料等は、いずれも殆んどこれ明治憲法時代のものである。このことは、明治憲法がわが国最初の憲法であることとも関連して、恰も現在のやりかたが明治憲法制定当時に十分に検討をつくしてわが国にとって最適のものであると銘をうたれたところのオーソドックスな審査方針であるといふ先入観念となつてゐる。現に、現在の方針に深い疑問を持つてかかつた私でさえも、何か障害に直面すると、やはりこれまでのやり方以外にはないのかもしれないという心持がした位である。

ところが、憲法九充条の母体と見られる明治憲法七十三条について、該憲法の起草当時の実情をさぐつてみた結果實に意外なことを発見したのである。即ち明治憲法の起草者並びにこれに助言を与えていた数名の顧問格の人々の意見というものは、起草の当初からやがて七十二条があの文言に落付いた後に至るまで、一貫して決算はこれを議案として取扱うという建てまえをとつてゐたのである。

こうなると、議案として取扱う建てまえで決定された七十二条に対して、現在に伝わる報告扱いがなされたということであつて、七十二条即現行の在り方を示すものであるという考え方の根拠は全然うすれて了う。この間の状況を大観してみると、明治憲法起草時代は憲法の精神に立脚して自由に立論したので条理上当然に議案説となつた、それが明治憲法時代に入づて時

の都合で報告説に変つた、それが今日の民主主義の時代となつて自由な検討がなされ三転して帝国議会乃至国会における決算審査を権威あるものたらしめようという意図において明治憲法起草時代と現代とは變りはない。變っていたのは明治憲法時代だけである。この時代がいかに変つていたかというと、学校において憲法の講義がなされることさえ懼れ、いよいよそれが避け得られない大勢となるや上から一方的な解釈をおしつけて他を許さなかつた時代である。こいう凡てが歪められた時代の取扱乃至審査方針を民主主義の現代に無反省に引継ぐべきいわれはいさざかもない。

しかしながら、今日これを再検討しようと云う場合に資料として目前に在るものは殆んどそのままの歪められた時代のものばかりである。その上に現行の審査方針には七十年の慣行が背景をなしている。この分厚く且つ高い壁をつき破るには理路整然とした改正の理由と、必ずそれを断行するという大標識をうちたてておく必要がある。

更に観点を変えて、旧憲法下と新憲法下における決算審査のやり方を比較してみると、旧憲法時代には、各議院は議院法によつて、国務大臣及び政府説明員以外の各官庁、地方議会、臣民との交渉を一切禁じられていた。したがつて決算の審査報告に基き、國務大臣又は政府説明員の説明をきいて、それで納得のいかないものがあるときは決議案又は上奏案を作成して議長に提出するに止つていた。もとより委員派遣等は許されなかつたし、会計検査に当つた当会計検査院に質問をし、これから説明を受けることさえ許されなかつたのである。要するに議会の干渉をゆるさず政府がおもいのままにやれるように仕組んだやり方であつたと云える。

これに対して現在のやり方においては、前に述べたような制約が一切徹廃されたばかりでなく、国会が調査し得る範囲は、会計検査といふ國家事務は憲法上会計検査院が行うことになつてゐるという建前の上では、殆んど無制限に拡張された。特に国政調査権を発動するにおいては、單に行政の面ばかりでなく、司法の面においても、それが調査の範囲を超えない限り可能

となつた。

この殆んど対象的ともみられる在り方の相違は、そのまま官僚主義と民主主義との相違を示すものに外ならないが、この著しい推移のうちに在つて、ひとり審査方針が依然として旧態を維持していることはむしろ奇観である。

以上諸々の理由からして決算の審査方針はこの際是非改正する、少くとも根本的に再検討する必要があると考えられるのであるが、会計検

査院の決算報告を中心とする審査というものにも実は意義があつた時期があつたのである。それはいつかと云うと終戦後の数年間である。当

時は国政全般が紊乱したときで、会計経理もまた紊っていたので、何よりもまず不正事項、当事項の絶滅を期することが急務であった。その後状態が稍稍恢復してから更にこれに不経済事項が加えられた。したがつてこの時期には会計検査院の決算検査報告を中心とする検査はむしろ的を射たものであつたと云える。その意味では、このやり方は明治憲法制定以来七十年の歴史のなかで皮肉にも最近に至つて意義を生じたものと、いうことが出来よう。しかしながら、今日ではそれもすでに過去の問題であつて、すべてが常軌に復した現在、国会で決算審査の目標とすべきことは、そのような不正事項の糺明ではなく、法律に即した取扱、正規の手続によるものについても、いかにしたならば効率的に国費を使用し得るかと云うような積極的な意味をもつものではなくてはならない。またおなじ不当事項についても既に過去の問題となつたものの糺明でなく、現在起りつつある不当事項を未然に防止する方向へ重点が移されるべきである。

以上の諸点から結論をくだせば、現在の審査方針は、少くともこれまでの先入観念を一切白紙にして根本的に再検討すべき段階に到達しているものであり、更に現在の審査方針では政府当局に何等痛痒を与えるべき事に想到するときは、再検討の結果は当然に根本的改正になることが予想されるのである。

そうなれば次に問題となるのは慣行を背景とする反対をいかにして排除すべきかということであるが、七十年の慣行の力と云うものは侮りがたいものがある。そこではじめに書いたよう

改正案をまず素朴にうち出して、法律や規定をそれにあわせて改正すべきである

第二点は、改正しようとする場合には、審査方針は決算の性格から考えてかくあるべしと云う案を、素朴に考えて、これにあわない法律、規定等があれば、その方をこれにあうように改正するという位の意気込みでやることが必要である

それが第一点。

第七回国会及び第三十四回国会における衆議院の決算委員会における参考人の意見をみると大体二つに分けることができる。学者は大体において議案説をとり、実務者は大体報告説をとっている。これは学者は憲法の精神から立論するので当然に議案説となるのであり、実務者は決算の成立の過程、決算を議案とした場合の効果というようなものから考えるので報告説に傾かざるを得ないのであって双方とも当然なことである。何故当然であるかは後に述べるとして、そこで憲法九十条の文言からは、決算はこれを議案とすることも、報告とすることも必ずしもよいとも悪いともいえないというような状況のもとにおいて、もろもろの意見のなかから現行の法律にもなるべくあうような在り方を見出そうというようになると、結局混沌としてしまつて当初の大目標がうまれる公算が極めて大きいのである。

したがつて改正しようという場合には、凡ての関係からはなれて、素朴にかくあるべしという案をうち出して、それが実施できるように法律や規定を改正すべきである。

以上二つの結論からみた重要な点を前提として私の私見を述べる。

三、本問題の結論を出す前に究明しなければならない問題

に、改正に踏み切ろうとするには、此の際必ず断行すると云う大標識を当初にうち立てておく必要があるのである。

まず研究してみて場合によつては改正する

程度の意気込みでは到底この目的は達することができない。そのことは過去における経験がこれを示している。したがつて当初に必ず改正を断行すると云う大方針を明示してかかる必要があるのである。

そもそもこの問題は遠く明治の昔から度々繰返されて来たものであるが、その形態をみると、まず現在の取扱及審査方針について不満が生ずる、そうすると現在が報告扱であるのを当然に議案説が出てくる、次に論争している間に議案説の影がうすくなりいつとなく立ち消えとなる、しかし現状に対する不満は依然として消えない——ということで又同じことをむし返すと云う状態であった。謂わば報告説と議案説の絶えざる抗争の歴史であった。

そこで本問題に対して結論を出そうとするには、まず何故に現行の取扱乃至審査方針に対しても不満が生ずるのか、また何故に議案説が相当に強く唱えられながら報告説をふり切って一本になり切れないのかと云う二点を究明して、その上に結論をたてなければならない。

何故に現行の取扱いに對して不満を生ずるか

まず第一点であるが、これは繰り返すまでもなく、この在り方が明治憲法下の歪められた考え方の產物であり、結果的には政府当局に何等痛痒を与え得ないものであるからであつて、前述したところで明らかのように是非とも改正しなければならないものであるから、現状に対する不満は当然であると云える。

何故に議案説が報告説をふりきつて一本になりきれないのか

それでは第二点はどうか、というと、決算を議案とするということは憲法の精神からいうと条理上当然そうあるべきことなのであるが、決算 자체についてこれを不適当とする要素があるのである。それはまず決算が議案として取扱われてこれが否決された場合について現われる。決算が否決された場合、その数字を遡つて訂正するということは困難であるから、結局それは政府の責任追及ということにならうが、決算となつてあらわれて来たその予算を執行した政府と、決算審査終結時の政府とが必ずしも同一のものでないということが当然に考えられる。またそれが偶々同一の政府であつても与党がその否決を支持するわけがない。こうして決算の否決ということは名あつて実なきものとなるのである。

またもちろんの統計類が、国会において決算の数字が確定するまでまとめられないというこ

とになると、国会における審議がおくれたような場合、これはまた眼に見えない各方面への大きなマイナスの影響が生ずることはいうまでもない。否、仮に審議が迅速に行なわれたとしても、その終結まで待つというだけでも、よほど早く審議が終結しない限り、相当の影響が生ずることは免れない。

明治憲法時代以来、議案説が常に抹殺されてきたことは、根本的には当時の政情乃至社会状勢によるものとされ、また事実そうでもあったであろうが、その根本においてこのような点が反対説を扶けていたことは否めないとおもう。以上に対する結論

そこで問題は、憲法並びに現行の取扱をそのままとしながら、八十三条の精神をいかすにはどうしたらいいかと云う一点にしばられる。

以下この点を出発点として意見を述べる。
四、憲法並びに現行の取扱いをそのままとしながら、憲法八十三条の精神をいかすにはどうしたらよいか

決算審査の結果を予算に反映せしめる

憲法並びに現行の取扱をそのままとしながら、しかも国会における決算審査を権威あるものとする方法としてまず考えられるることは、決算審査の結果を予算に反映させることである。これは既に從来しばしばいふるされた言葉であるが、從来いわれていた意味と私があんとするとところとは少し内容が違う。

従来の意味は、会計検査院の決算検査報告を中心とする審査の結果を最も近い予算編成の際に参考資料として役立てるに云うことである。しかし、会計検査院の決算検査報告中心の審査の結果を予算に反映させるとすれば、それは執行面であつて、それを直接編成面に反映させるということには飛躍がある。

私がいうのはそういう意味ではなく、決算となつて現われてきたところの當の予算に反映せしめると云うことである。具体的にいふならば、これこのことをするのにこれこれのものが要ると云つて政府当局から要求され、それに對してこれだけやってみよということで政府当局に預けられたものが予算である。然りとするならば、その後の執行の過程において発生した不正事項、不当事項或いは不經濟事項といふよ

うなもののは詮議もさることながら、まず第一義的に考えられなければならないことは、その執行によって、編成の際に公約された大小諸施策が果して実行されたか否かの詮議であらねばならない。予算執行の目的であるからである。

かようにして、政府公約の諸施策の総決算をして当該政府の責任を問い合わせ、一方これを次の予算編成に反映させるならば、ここにはじめて国会における決算の審議として然るべきものとなると考へる。そしてまた、政府の大小諸施策の説明によつて決定された予算に対応するところの決算の審査として当然の在るべき姿となると考へる。

これが実施に伴う審査方針の改正

これを実施するためには、決算提出直後の政府当局並びに会計検査院の提案理由の説明（この語は決算には適当でないが従来法律案の場合と同じこの語が使われているのでそのまま使用する）から根本的に変えなければならない。從来は判で押したような決り文句があつて、それにその年度々々の計数を入れ替えたものを大臣、会計検査院長等が朗読しただけであつた。しかし、そのような決算の数字を羅列しただけの説明や資料からは前に述べたような審議はできない。それをやるには、少くとも重要施策について議定予算に対応するところの計画事業量が明示され、それが執行過程において予算の使用及び事業実施の上でどのような実績となつたか、即ち、計画事業量と実績の間の増減、予算と実使用額の間の増減、更には実績と予算使用額との効率上の問題等に関する明確なる理由を付した資料が提出され、それに基づいた説明が政府当局並びに会計検査院からなされなければならぬ。

委員会はそれを受けたからその内容を検討し、その後につづく各省、府別の審査の際にとり上げるべき重要事項を決定して日程を組むことになる。その日程も従来のような漠然としたものではなく、この省には何時間を充て、重点はこれこれ、質問者は何人が何人で所要の予定期間は何時間というように大体の予定を具体的に決定し、これを政府当局にも会計検査院にも出来るだけ早い時期に公表して、それぞれに十分な資料をととのえて委員会に出席できるよう

にすべきである。而してその重点の審議を以つて原則として当該省庁に対する審議は一応打ち切るという建前をとつて一つ一つ片付けて行くべきである。

従来中心問題であつた会計検査院の決算検査報告の処理

一方、従来の審査の主役であった会計検査院の決算検査報告であるが、国会の決算審査としては第二義的なものではあるとは云え、決算審査の大きな対象たるに変りはない。ただこれについては既に会計検査院と云う厳然たる官署があつて、厳正なる検査をし、その批難事項については、政府当局と会計検査院の間で善後措置を講じているものであるから、余程特殊なものではない限り、これをむし返して国会が審査する必要はない。この場合は、各批難事項について、それを発生せしめた根本原因、善後措置、国損の恢復の状況、同様事態の再発を防止するためとにとられた対策、関係責任者の処分等が一見して分るような一覧表を政府当局並びに会計検査院から提出せしめ、それに対して大所高所から国会としての批判を下せばそれで足るものと考えられる。

新国会の決算委員会に課せられた新しい使命

以上は過年度の決算についてであるが、新憲法下においては更にこれに加えて予算執行の現段階に対する監視ということが決算委員会の使命となつた。これについては既に実施されたものもあるが、従来の慣行の力に押されてまだそれほど活発には行われていない。したがつて今後の委員会の方向としては既に過去の問題となつた過年度の決算に関する詮議はむしろ会計検査院にまかせて、その報告に対して大局からみた批判を加えるにとどめ、国費の不経済使用的監視や、国損の発生を未然に防ぐこの執行過程に対する監視にもとつて積極的に重点が移されるべきものであると考へる。但し決算委員会の間口は非常に広いので野放図に問題をとりあげたら到底効果ある審査はできないから、過年度の決算審査の場合同様に、提議された問題についてまずそれを採り上げるかをきめて、それについて更にどの点を重点とするか、所要日数は何日とするか、質問者及質問予定時間はどうするか等につき大体のところを具体的に決定し、政

府当局並びに会計検査院にも予め審議内容を通告して充分な資料を準備させ、内容的にも時間的にも無駄なく審議をすすめ、最初に採んだその問題の重点の審議だけで結論を出して行くと、いうように一つ一つ片付けていかないと限られる時間のなかで有効な審議はできない。

委員会運営上の具体的問題

次に決算委員会の在り方であるが、決算委員会は超党派であるということが常に云われているし、或る意味においては実際にそうであるともいえる。しかしながら、それは会計検査院の決算報告書を中心とする審査、換言すれば、不正、不当、不経済事項というような誰が考えてもよくないことを中心としているからであつて、これが前に述べたような政策審議を中心とすることになれば自ら様相は變つてくるものとおもわれる。また、それでいいのであって、決算委員会の運営は、それが模範的に行われているといわれる英國において、時の野党が常に委員長の椅子を占めているように、やはり野党政勢が中心となり、活発な政府批判を開拓し、それに対して与党も与党としての意見を述べ、結局一つの結論に落付いて行くと云うような姿になるべきだとおもう。超党派と云う言葉が用いられるにすれば、いかに激論がたたかわされても常に円滑に適正な結論にまとまって行くという点に対してであるべきである。

以上が昭和三十四年十一月号の法律時報に掲載された私の論説「国会と決算」の根本精神であつた。

五、以上昭和三十四年十一月号の法律時報掲載の論説「国会と決算」の趣旨に補足すべき二つの点

今、これに多少補足して述べるならば、以上述べた審査方針改正案は現状に在つて国会における決算審査の権威を高めようとするものであつたが、更に根本的にこれを考へるならば、まだ徹底を欠いている憾みがあるのである。予算から決算まで筋を通した財政機構とすべきである。

それは何かというと、前に述べたようにわが国の予算は金額だけで示されていて、それに対応するところの事業量というものが全然示されていないところに、予算と決算が全然きりはな

される原因があることである。そこで少くとも重要施策については計画事業量を明示して政府審議に資そうというのが前述までの趣旨であったが、それは飽くまでも現状において国会の権威を保たしめるための一案であつて根本的な改正案とはいえないものである。

即ち、予算並びに決算と云う謂わば会計のはじまりとおわりという意味からすれば、この二者は細大洩さず明確なる関係を持っていなければならぬ。即ち議定予算並びにそれに対応する計画事業量が明確に示され、それが執行過程を経て予算の使用実績と事業施行実績はどうなつたか、国費使用の効率はどうであるか等が一見してわかるように予算から決算まで筋をとおすべきである。

それには、私はまだしらべていないのでそれについて述べる資格はないが、米国において行なわれているパーフォーマンス・バジェット(事業別予算)等多々参考になるものがあるのではないかと考える。したがつて本問題を本格的にとりあげる場合には、然るべき権威者による委員会でも組織して、予算編成から決算まで筋をとおしたような財政機構に改めることを腰を据えて研究すべきではないかと考える。

決算を議案とすることには不利な要素は依然として存在するが、運営の上で能う限りこれを補うことにしてでも、やはり議案として筋を通すべきである。

更に最後に、前段においては、政策審議をなすことを以つて決算審査方針の改正案の骨子とし、国会における決算の取扱については、特に議案とすることを強調しなかつたが、既に会計検査院の決算検査報告を中心とする審査ではなく、政策審議を中心とすることになつたとすれば、決算を議案とする場合の問題点は依然として存在するとはいっても、国会における決算の審査としてはやはり議案とする方が筋がとおると考へる。その場合の問題点は運営の上で対処すればよからう。要するに国会における決算審査を筋の通つた権威のあるものにすることが第一義的に考えられなければならない。

資
料

一、政府補正予算案に対する批判

本日の閣議で、三十五年度補正予算案が決定された。わが党はこれに対して、次のような諸点について根本的な批判をもつものであり、きたるべき特別国会で組替動議を提出してたたかう方針である。

一、本年度税収見つもりの誤り

本年度当初予算案の審議に際して、わが党は政府の税収見つもりが実際を下廻っていることを批判した。すなわち、昨年来の岩戸景気のもとでは、とくに法人税関係の税収増加を大きく見こむことができるのでこれを財源として大衆減税や社会保障の拡充を行うべきである、というのがわが党の主張であった。これに対し政府与党は、意識的にか無意識的にか、租税自然増収を過少に見つもり、そして財源がないとの理由によって減税を見送り、また社会保障予算を圧縮した。

ところが現在、大蔵省は、当初予算に見こまれた租税自然増収二一五〇億円に加えて、さらには約一六三〇億円の自然増収ができるものと測定している。政府はこれを補正予算の財源としているわけであるが、このこと 자체が政府の当初見通しの重大な誤りを証明するものである。またさらにこれ以上に数百億円の自然増収を見る説もあるが、もしそうなれば、政府の見通しさらに誤りを重ねることになる。政府はこの責任を明らかにすべきである。

この租税自然増収は、主として法人所得の伸びによって生まれているものであるが、この面において、来たる国会で租税特別措置法の改廃を断行すれば租税收入はさらに数百億円の増加を見ることができる。

また、既定経費のうち、とくに非生産的な防衛費等は当然削減すべきであり、この面からも二百億円程度の財源を生むことができる。

かくて、現在の時点において、補正予算の財源として約二千数百億円に近い財源を見こむこ

とができるのである。

二、補正予算に組むべきもの

以上の財源を裏づけとして、最低限つぎの歳出は補正予算に計上すべきである。

1 人事院勧告の公正なる実施

イ、ベースアップの実施日を勧告通り五月一日に遡及すべきである。
ロ、地方公務員にも適用するための財源を確保すべきである。

ハ、上厚下薄の偏向を抜本的に是正すべきである。ことにこのベースアップを足がかりとして公務員制度を改悪し、特權的官僚体系を復活しようとする企図を一切とりやめるべきである。

2 社会保障の拡充 ニ、期末手当を増額すべきである。

イ、憲法違反の判定を受けた生活保護基準を直ちに五割ひきあげるべきである。
ロ、国民健保の国庫補助をひき上げるべきである。

ハ、とくに炭鉱労務者と駐留軍労務者を中心とする失業対策を拡充し、失対賃金ひき上げ、失対労務者の期末手当増額を実施すべきである。

3 年内減税

年内減税のとりあえずの実施分として、公務員および民間労働者を通じて年末手当の減税を行なうべきである。

4 災害対策

チリ津波対策の国庫補助率をひき上げ、また伊勢湾台風対策の促進費用を十分に計上すべきである。

5 文教施設費

中学生の急増に対し、すしづめ学級解消のため、中学校施設建設をさらに拡充すべきである。

昭和三十五年度一般会計予算補正第一号、昭和三十五年度特別会計予算補正特第一号の項組

替えを求めるの動議

昭和三十五年度一般会計予算補正、昭和三十五年度特別会計予算補正については、政府はこれを撤回し、左記要綱によりすみやかに組替えをなし、再提出することを要求する。

記

一、歳入について

政府は、昭和三十五年度当初予算の審議に際して、わが党や一部学識経験者の批判を無視して、租税収入を故意にひくく見つもり、そして財源がないとの理由によつて減税を見

おくり社会保障その他必要予算を圧縮した。

ところが現在にいたって、政府は、本年度当

初予算に対して、さらに約一、六三〇億円の

租税自然増収が出るものと測定している。ま

たわれわれの測定によれば、さらにこれ以上

に百億円をこえる、自然増収があるものと見

込まれる。かくて本年度は、当初予算に見こ

まれた以外に、約二千億円をこす租税自然増

収が出来ることとなる。これは政府の重大な歳

入見通しの誤りであり、政府の責任はまぬが

れない。

政府は、昭和三十五年度一般会計歳入補正

として一、五一四億円を計上しているが、こ

れを改め、予測される妥当な限度において最

大限の歳入補正を計上すべきである。

また、年度内減税の施策として、勤労者年末手当については一万円までの範囲を限つて非課税とすべきである。

二、歳出について

1 賽出の節減

**「国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案」
(きよ出制国民年金延期法案) 提案主旨**

私は日本社会党を代表して只今議題と相成りました「国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案」についてその主旨を御説明申上げます。

防衛庁費についてはその支出を削減すべきである。

2 賽出の増額

イ 公務員給与の改善については、五月一日にさかのぼつて実施すべきである。また、人事院勧告の上厚下薄の偏向を是正するため、とくに下級公務員の給与ひき上げのはばを拡大し、また初任給の大はばひき上げを実施すべきである。また公務員年末手当については、さらに〇・五カ月分を増額計上すべきである。また、社会福祉施設職員の年末手当についても公務員と同様の措置を講ずべきである。

地方公務員についても国家公務員に準じて給与改善を実施しうるよう、地方交付税交付金の増額分以外に国において必要な予算措置を講ずべきである。

ロ 炭鉱離職者駐留軍離職者等のための緊急就労対策、職業転換対策を講ずべきである。また失効労務者の期末手当を増額すべきである。

ハ 犯法違反の判定をうけた生活保護基準を改定し、これを五割ひき上げるとともに、寝具、家屋修繕など一時扶助を新設すべきである。また生活保護世帯の期末手当を増額すべきである。

ニ 災害復旧については、小災害復旧および改良復旧を大はばに織りこみ、また高率補助を拡大すべきである。

ホ 中小企業年末金融対策として、産業投資特別会計へのくり入れを増額し、これを商工中金、中小企業金融公庫、国民金融公庫への出資に充當すべきである。

(三五、一二、一四)

現行国民年金法は昭和三十三年通常国会において成立し、そのうち福祉年金の部分は既にその支給が開始され拠出年金については明年四月一日より保険料の徴収が開始されようとしているのであります。

本法は国会において審議された当時よりその不充分な点、不合理な点が明らかにされ社会保障に徹底した法案を提案していった社会党によつて反対されたにかかわらず政府与党が多数によつて押しきつて成立したものでありましてその欠点は枚挙にいとまがない程であります。その主な欠点について申述べて見たいと存じます。

第一に、定額保険料制であります。本法が強制適用であることを考えればその負担能力について細心の留意をすべきにかかわらず定額保険料制をとつてることは極めて不合理なことであり、特に貧富の差の甚だしいわが国においては全く不当なやり方であります。既に国民健康保険において所得割、資産割の制度が採用されているのにかかわらずあえて定額制をとつたのは所得再分配という大切な要件を忘れたものであり、逆コースであります。

第二に、保険料減額制がなく免除制はあっても実効を發揮しないことであります。

生活困難な人達にとって保険料納入は至難なことであり、苦痛であります。然もこの様な人々が老令に達し或いは障害を受けまた死亡して遺族がある場合特に年金の必要性が多いことを考えれば完全に充分な無拠出年金制が確立しない限りは保険料減免制の徹底化が絶対に必要であります。然るに現行法は保険料減額制がなく免除制が実効を發揮致しませんことは大きな欠点であります。

先ず保険料減額制がないことは官僚的立場から立つ事務の簡素化のみを考えて国民生活の実状を無視したものであります。相當に高額の保険料、即ち、四十年代の夫婦では三ヶ月分取締納入であるため九百円になります。その高い掛金をちょっとした条件の違いで全額徴収か全額免除かにきめつけるのは不合理でありそこに十段きざみ位の減額制度があつて然るべきであります。

次に現行法では、免除制度があることにはなつておりますがそれが実際はほとんど効力を發揮しません。即ち、免除制度の適用を受けた場合は保険料を納入した時に同様の効果を發揮することに一応はなつておりますが、老令年金の場合、年金受給のためには後に申述べる如く

実際に保険料を少くとも十年分は納入することが最低の要件に相成っております。それがため十年間即ち四十回の実際の保険料納入がなければ老令年金に関しては免除規定の適用を何回受けても年金の支給が受けられないことになつております。場合によつて免除の規定を受けるような生活の困難な人々が二十才代の夫婦で六百円、三十五才以上で九百円という高い掛金を四回納入することは实际上に難でありますから現行法の免除規定は保険料を支払わなくてよいというだけで保険料を払わなくて年金を支給される条件が増大するということは实际上ないわけでこの意味で死文であります。

第三に老令年金支給額が概ね保険料納入比例制であり保険料納入十年未満には支給しない点であります。これでは社会保険であつても社会保障ではありません。社会保障制度であれば保険料納入などに關係なく、必要な人に必要な給付が必ず行くことが肝要であります。一番年金を受けとる必要性の多い人即ち保険料を納め難い人が受けとる年金が減つたり又は貰えないのではこの拠出年金制度は社会保険の觀点から見ればほとんど無意味だということになります。殊に保険料に対し五割の国庫負担が対象者のふところに入るのは年金を受け取る場合でありますから、金持には必ず国からの援助が行き貧乏人にはこないという誠に不合理極まるものであり、所得再分配の精神と全く正反対な制度であります。第二の减免制度の問題と合わせて考え当然断乎として改めなければならない点であります。

特に声を大にして述べなければならないことは保険料返還の際、三年未満の分は返還されないことであります。生活困難な人達が血のにじむ思いで納入した貴重な汗の結晶而も一人四、九五〇円という金額を没収するやり方は最も悪らつななる収奪というべきであります。

第四に老令年金開始年令の遅過ぎる点であります。現在の我が国国民は政治の貧困から苦悩に満ちた生活を送つております故に老令化は残念ながら早いのであり、この意味で六十五才支給開始は遅過ぎ少くとも六〇才開始にすることが必

寿命の多い我国では、六十五才開始という遅い年金制度では貧困者の早死によってその積立金が長命の富裕者に残されるという不合理が多くあらわれることを重視しなければならないのであります。将来貧富の差は当然改められるであろうし亦当然急速に改められなければならぬことでもあります。一面その時代に農業を含めたオートメーション化が実際問題となるので労働力新陳代謝を円滑化せしめる為にこの意味でも老令年金開始時期は早くさせるべきであることは自明の理であります。

第五は年金額が極めて僅少なことであります。

現行法の六十五才月三千五百円は政府案提出当時の六大都市生活扶助基準一人当り約月二千円をもとに計算されたものであります。現在の自民党政府が即ち四十五年後に於ける生活扶助額を推定しそれに合せた金額であります。但し今的生活保護が憲法違反判決の如く憲法第二十五条の精神に全く合致しないことを考へる時この様な金額をもととし経済成長率を故意に2%という極めて僅かな率に見積って計算した金額が誠に不当であることは明らかであり、少なくとも月七千円に引上げる必要があります。

第六に、貨幣価値変動に対する処置に欠けている点であります。

戦中戦後のインフレによつて過去の蓄積を失つた国民の苦悩を考慮して物価変動の割合に応じて年金額改訂を義務づける条文が不可決の要素であるのに現行法の年金額改訂に関する規定が極めてあいまいであることは大きな欠点であります。

第七に、傷害年金並びに母子・遺児・か婦の三遺族年金の要件が極めて苛酷であり支給金額が非常に僅少なことであります。

現行法における障害年金の内容条件は他の年金に比較して最も劣悪であります。遺族に対する年金は母子年金の内容が貧弱である外故意に名称を変えて遺児年金額を少くし、か婦年金の適用者を極く僅かに限定しております。この様に遺族年金の内容が極めて劣悪なために「かけ棄て反対論」が起るのはむしろ当然であるといわなくてはなりません。

第八に積立金運用の問題であります。

農民中小商工業者等多くの勤労大衆から納入される保険料積立金が資金運用部を通じて独立してあります。積立金運用については被保険者の意志に合致する様にし、特別会計を設け、被保険者代表を多く加えて運用審議会の設置が必要であります。

第九に、労働者年金——被用者年金の問題であります。国民年金に對応して当然厚生年金保険等労働者の年金を国庫負担額によつてその内容を急速に改善し適用者の範囲を拡大し、国民年金等、各年金間の通算措置を完全にし被用者年金の配偶者に合理的な充分な老令年金を確立しなければならないことは当然であります。

第十に、そして最も緊急に必要なことは無抛出年金制、即ち福祉年金の急速な改善であります。

老令福祉年金を六〇才より開始し年金額を増大すること。母子障害福祉年金の年金額を大幅に引上げ適用範囲を拡大し、準母子生別母子家庭、二三級障害内科障害者への適用を実施し、生活保護法の各加算額を改善すべきことは時代の要求であります。

以上の如く枚挙の暇のない欠点を包藏した国民年金法殊に拠出年金制度に対し、ほうはいとして延期、改正運動が起つてることは正に当然のことであり国民年金法は断乎として抜本的な大改正がなされるべきであります。政府はこの様な国民の批判の真の根源から眼をはなし極めて微々たる改正をもつて、この不完全、不合理なる拠出年金制の実施を強行しようとしていることは、正に国民の意志を無視、じゅうりんするものであります。政府はこの際謙虚に反省をし、以上の欠点の改正急速に進めるべきであり立派な成案を得る迄は現在の不合理な拠出年金制の実施を延期すべきであると断言せざるを得ません。我党も亦完全な年金制度を作り上げるべく来るべき通常国会に前回提出した我党案の趣旨に従い幾分修正を加えた完全な国民年金法改正案を提出する予定であります。国会のよりよき審議によつて完全な拠出年金制が出来るまで、幾多の矛盾欠点を内包する現行拠出年金制を延期せしめるため、現行法中福祉年金支給に係る規定を除きその他の規定の延期を目的

とした本法案を提出したわけであります。何卒各位には国民の立場に立って眞の社会保障を完成せしめる意味に於て、本法案を急速に

御審議の上満場一致御可決あらんことを切望いたしまして御説明を終ります。

(三五、一二、二〇)

三、街 灯 整 備 促 進 法 案

趣旨

わが国の道路の照明は甚しく立ちおくれ、道路行政の上では何等の施策を持たないままに放置されている。そのため主要幹線道路に於てすらその照明の大部分は沿線の住民が担当し、何等の照明設備のないまま、夜間は暗黒となり、自動車通行者に不便を与え、交通事故の原因となっている。

また一部都市の商店街は真昼の明るさであるのに、官庁街、公園、広場、住宅地、農村地域は照明が極めて不充分で、犯罪の温床となり、通行者に不安を与えている。

その上、照明費用の大部分は、沿線の住民の負担となり、電気料金も家庭用定額料金と同様極めて高価であつて、街路照明の整備に大きな障害となっている。

この現状を是正し、照明設備を改善し、明るい町や村をつくりあげるために本法案は

第一 国や地方自治体に対しその管理する道路の街燈整備を義務づけること

第二 地方自治体は街路の照明基準をつくる。

その基準について国務大臣は必要な助言をすることが

第三 街燈の整備は管理者たる国、地方自治体の責任であるが、街燈の設備によつて利益を受ける者には、これを協議してその費用の全部又は一部を負担させることができること。また国、地方自治体以外の者が街燈を設置しようとするときは、これに補助することができる」とすること。

第四、通商産業大臣は街燈の電気料金を認可する場合には、他の電気料金より軽減するよう特別の措置をとらなければならないものとすること

軽減すること

(現行の三分の一程度を期待する)

以上の点を規定している。

街路照明の整備、設備や維持の負担の軽減は、多くの住民の声なき声であり、街燈の設備の立ちおくれは、市民福祉行政の大きな盲点となっている。

街燈整備促進案要綱

(目的)

第一 この法律は、道路の照明設備の整備を促進し、もつて社会公共の福祉を増進することを目的とすること。

(定義)

第二 この法律において「道路等」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する道路、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二号第八項に規定する自動車道、一般交通の用に供するその他道及び公園、広場等公衆の通行し、又は集合する場所をいうものとすること。

2 この法律において「街燈」とは、主として道路等における交通の安全を確保し、又は犯罪の防止に資するため、道路に設置される照明設備をいうものとすること。

(街頭の整備等)

第三 国(國の機関を含む。以下同じ。)又は地方公共団体は、その管理する道路について、街燈の整備に務めなければならないものとすること。

2 前項の場合において、地方共公団体は、当該地方公共団体が管理する道路の幅員、形状、交通量及び沿道地域の状況等を考慮して、当該道路の照明に必要な街燈の光

度、間隔等について基準を定めなければならぬものとすること。

3 前項の規定により、地方公共団体が道路

の照明の基準を定める場合において、前項の道路に関する主務大臣は、当該地方公共団体に対し、当該道路の照明の基準の作成につき必要な助言をすることができるものとすること。

4 国又は地方公共団体以外の者が、第一項

の道路に街燈を設置しようとする場合においては、当該道路の管理者は、その者に対し当該街燈の設置について、必要な助言をすることができるものとすること。

(費用の負担)

第四 国又は地方公共団体が、前条第一項の道路に街燈を設置しようとする場合において、当該街燈の設置により著しく利益を受ける者（以下本条において「受益者」という。）があるときは、当該街燈を設置しようとする道路に関する主務大臣、国の機関としての都道府県知事又は地方公共団体の長は、受益者と協議して、当該街燈の設置及び維持に要する費用の全部又は一部を受益者に負担させることができるものとすること。

第五 国又は地方公共団体以外の者が、第三条第一項の道路に街燈を設置する場合において

は、当該街燈を設置した道路を国が管理するものであるときは国、地方公共団体が管理するものであるときは当該地方公共団体は、予算の範囲内において、その者に対し、当該街燈の設置及び維持に要する費用の一部を補助することができるものとすること。

第六 第三条第一項の道路に当該道路の管理者又は所有者が街燈を設置する場合においては、当該道路の存する市町村（特別区を含む。）は、予算の範囲内において、その者に対し、当該街燈の設置及び維持に要する費用

の一部を補助することができるものとすること。

(国の援助)

第七 国は、前四条の規定により地方公共団体が支出する街燈の設置及び維持に要する経費について、特別の措置を講ずるように努めなければならないものとすること。

(街燈料金についての特別措置)

第八 通商産業大臣は、次の各号に掲げる街燈に使用する電気の料金については、当該料金が他の一般の需要に応じ供給される電気の料金より軽減されるように特別の措置を講じなければならないものとすること。

一 国又は地方公共団体が設置する街燈

二 国又は地方公共団体以外の者が国又は地方公共団体が管理する道路以外の道路に設置する街燈で当該道路の管理者が指定したもの

附 則

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

附属資料

定額電灯料金・街路燃料金比

	32	33	34年上期
定額街路灯料金 (A)	2,110	2,251	1,183
定額電灯料金 (B)	11,820	10,670	4,902
電灯料金計 (C)	103,471	115,532	58,820
A B (%)	17.9	21.1	24.1
A C (%)	2.0	1.9	2.0

(単位百万円)

一 十二月二日に閣議に報告された厚生白書をみると、いわゆる所得倍増計画を中心とする池田内閣の経済政策について從来われわれが

指摘してきた政策上の偏向ないしは誤りを、明白な統計的事実として立証するに足る資料を提供している。

すなわち第一に、白書は、日本経済のたかい成長率にもかかわらず、その裏に中高年令層の広汎な失業、半失業状態、臨時工の急増、石炭鉱業等における失業問題の深刻化、都市労働者と農家との所得格差の拡大、一般世帯と低所得層の消費格差の拡大等の現象が存在することを指摘している。

第二に白書は池田内閣が総選挙前に国民の歓心を買おうとしてかかげた社会保障・減税・公共投資の三重点施策のうち、社会保障の最優先を主張し、経済成長優先の考え方方に控え目ながら批判を加えている。また、所得倍増計画にもとづいて昭和四十五年度に想定される社会保障費が国民所得に対し占める比率は、7%であり、これは一九四五（昭和二十九年）当事の西欧諸国の中にも及ばないことを指摘している。

二 これらの指摘は、池田内閣のかかげる諸政策がいかに現実を無視し、むしろ現実の矛盾を

五、選挙戦に参加して

政策審議会事務局

(政策審議会事務局の書記は、こんどの選挙に、いろいろの選挙区へ行って、選挙戦に参加した。

一一月二九日、当会事務局は、会議を開いて、それぞれの選挙戦の経験を語り合つたが、左にかかげるのは、その要旨である。)

○ 岐阜県（当選）
社会党の一候補の地盤割りは、全体として、うまく行った。日教組は、活発でなかつたが、全通は、非常に活躍した。農業人口削減と自由化とをもつて、農村に食い込んだ。こんどの選挙に限らず、農村に、社会党の政策を理解させる座談会を、ひんぱんに開くことが必要だ。その際、農村問題の話のできる地方オルグがどうしても必要になる。

テレビ討論は、社会党にプラスだった。民社の候補者は現職で、社会党から離党した人たちであるが、選挙中にすでに社会党からの離党を後悔していた。とくに西尾氏のテレビ討論については失敗であつたことを認めていたようであり、開票を待たずしてすでに敗れていた感があつた。

拡大促進するものであるかの端的な証明である。政府部内の白書すら、この矛盾に触れざるを得ない程、現実の諸条件はきびしい。

池田首相は、閣議に報告された厚生白書をクレーデターと非難し激怒したと伝えられるが、自らの政策の非を顧みて反省することなくいたずらに感情に走って白書作成当局を非難するのは正しい態度ではない。そうではなく、信頼すべき統計的事実として提示された現実の諸条件を、十分再検討するという態度こそ必要である。

われわれは、この機会に、池田内閣が大資本大企業の利益にのみ奉仕する現在の政策を改め、われわれがくり返し主張してきたように、何よりも国民大衆の生活の安定と向上の諸施策を推進するキソの上にたって、真に日本経済の発展、繁榮を実現するに足る計画を策定するよう強く要求するものである。

(三五、十二、三)

人政策という部門を設けて、そこにまとめておくことが望ましい。

評判が悪かった。

○ T 県（当選）

自民党候補者の中には、益暮には、田舎芝居を連れて歩いたものがある。政治に関心も接觸ももたない農民には、この巡業は、一つの恩恵として受け取られ、票を固める結果となつてゐる。他の自民党候補者は、およそ、長と名の付くものは、すべて買収した。一般有権者は、大体、「しんせい」三個を配っている。他方、青年婦人層の自覚が高まり、社会党候補の後援会にも、婦人の加入が目だつてゐる。

政策では、中立、農民六割切り捨て、貿易自由化、年金などを訴えた。この地域は、一世帯の平均年収が、一五〇一七万というところもあり非常に低い。したがつて社会党の農業政策を知りたがつてゐる。個人演説会でも選挙のときだけの演説ではなく政策オルグがきてくれることを強く要望していた。この地域で一万二千票のばしたが、やはり中心になつた組合は積極的に支援してくれたし、その力は大きい。成人になつた人々への働きかけは、選挙ハガキを特別に出したが、これは効果があつたようだ。三名区に二名公認した社会党は、組織割と同時に地域割もやつたが、地域割については疑問がある。というのは投票は、党よりも人という層がまだ相当あり、これらの人々に働きかける機会をこの地域割は阻害することになつた。投票結果をみてもこのことはいえそうだ。

○ A 県（当選）

社会党候補者の出身会社労組だけで選挙活動をやつてゐるという意識が強く党の組織も含めて、他の組織が積極的にに入る余地ができない、という有様であった。農民への食い込みも、この会社労組の組織を通じて行なわれた。全総を基盤にする民社の立候補者が、相当の影響を与えたが、こちらも逆に、全総内の党員協議会を活用して、全総の票を切り崩した。追い込みに入つて、民社は、この候補者は見込みなしとして、同じ県の他の有力候補者に集中したため、この候補者の票はのびず、組織内でも相当の混乱をおこしている。おまけに、その有力候補も落選した。

三党首テレビ討論会では、西尾氏は、非常に

革新票全体として、一万減つてゐる。社会党が、二名とも当選させることができたのは、保守が乱立したからである。前回、民社党の現議員を支持していた組織票は、全部、社会党の新人候補に戻つた。地区労を中心とした選挙活動で、農村へはほとんど食い込めない。地区労の中心は、国鉄、全通、電通等である。自民党的非公認候補は、農民削減反対その他、自民党的政策を批判し、社会党と同じことをいつていい。この候補は、落選したが、しかし、社会党に来たるべき農村青壮年層の票は、食われた。百日選挙といわれる事前の買収がはなはだしく、農村ではいまだ買収が有力な武器となつてゐる。テレビ討論は、一つのテレビに、三〇人、四〇人と近隣のものが集まつて見ているから、テレビの普及していない農村でも、影響は大きかつた。パンフレットは、県連止まり、政策浸透にはマスコミの効果的な利用、本部から直接の政策オルグが必要であろう。

○ A 県（落選）

社会党候補者の大きな地盤であった。ある大きな労組は、こんどは、社会、民社の二本推せんの方針をとり、それに加えて会社側が、自己党候補を全面的に支持し、職制を通じて圧力を加えてきたのに対し、労組は、これに抵抗することができなかつた。これが社会党候補落選の最大の理由である。選挙後、この労組の内部においては、左右両派への分解、本工と臨時工との対立が進行しており、また外部においては、その下請け企業の労組が、総評加盟目標として相互の連携を強めようとしている。

今後は全通電通などの組合をさらに活発に動かすことが必要。また地方議員の足がなければ、強固な地盤にならない。組合の専従者をもつてゐるところは、平生の労組活動が活発にやれるだけでなく、選挙の際、社会党の公認候補の指名に答える態勢がいつでもあることになる。

○ F 県（当選）

保守党の強いこの県で自民党は定員四名のところ四名にしほつて公認。革新は、社会党前議員一名、新人一名、民社一名、共産一名と当初

からわが党にとってはキツい状況となつた。

しかし、民社の出足が立候補の立ち遅れなど

でおくれていたので、全織関係にも働きかけが
成功した程度崩すことができた。さらに民社
の出身単組がわが党の候補支持を大会で決定す
るなどの状況があつて一層有利に展開、婦人、
青年、農村地帯にも予想以上ののびがみられ
た。とくに従来ともすれば党の基本政策から逃
げていた地方議員は、積極的にハッキリと政策
をかかげて闘うという姿勢が出てきたことが、
六割首切り論などで農村に不安感が流れていた
ところに入り込むことができた。

この結果、従来通り一名の獲得ではあるが、
いままで四位に止まっていたのが、三位で当選

し、票数も、保守が二万三千減少して、革新が
二万一千余り増加するという結果が生まれた。

○Y県（当選）

全電通、全通が大いに活躍して新人候補を三
位に当選することができた。

労組出身の候補であつたが、かつて、軍事基
地闘争で農民の先頭に立って闘つた経験があつ
たので、相当農村支持をつかむことができた。
党幹部のテレビ討論は、農村でも反響がよく、
社会党及び党の政策の理解に大いに役立ち、こ
の討論をけい機として選挙戦は全体として大き
く盛り上がった。しかし、末端では組織的な食
い合いもみられ、他の要因もかみ合つて、前議
員は前回より約五千減票して、新人が当選する
という入れ替えになつたわけである。

この選挙区では、革新陣営は、有効投票の三
四%を獲得し、票数のうえでは三分の一の壁を
破つた。

今後の問題として、組織上、選挙戦術のうえ
で若干の問題を残している。

○T県（当選）

党の支部選対が一部を除き、ほとんど組織的
には動かず、浮動票にたよる、ばくぜんとした
選挙活動に終わった。異常なほど人気があつた
が、それがどれだけ党の票として固定したか
は、問題だと思う。演説は、浅沼暗殺事件を取
り上げ、民主主義議会政治の危機を訴える一本
でやつた。地方的利害、例えばオリンピック、
交通難などを訴える方が、選挙民には入りやす
いことは事実だ。

○A県（落選）

現役の議員で落選した例の一つ。ここは、社
会党の国會議員を出していながら、社会党的県
議も市議も一人もいない。選挙運動の中心とな
つたのは、動力車労組、国鉄労組、日教組など
である。大きなバス会社が、ストをキッカケ
に、第二組合ができ、第一組合は社会、第二は
民社を、それぞれ支持し、民社は、社会党攻撃
に終始した。日教組の活動は、校長が、日教組
に對して、同情的かどうかで、大きく違う。こ
こは、社会党員であるために、その娘の見合い
が、うまくいかない、という前近代的な所だ
が、他方、テレビの普及率は高く、したがつ
て、テレビ討論会は、大きな影響を与え、社会
党にはプラスになった。畜産、リンゴ栽培の近
代化が大きな問題になつておらず、社会党的農業
政策が受け入れられる地盤が生まれている。日
中貿易に対する興味も強い。パンフレットは、
部数が足らず、活動家止まりだ。

政
審
資
料
第
三
五
号

定
価
一
〇
〇
円